

令和2年度（2020年度）

学生便覧・講義要領

（法科大学院）

北海道大学大学院法学研究科

法律実務専攻

目 次

令和2年度授業日程

法科大学院長挨拶

教育理念・目標

法科大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法科大学院の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学生便覧

I 履修要件	1
1. 要修得単位	1
2. 進級要件	1
3. キャップ制	2
4. 入学前の既修得単位の修了要件への算入	2
5. 入学後の他大学院との単位互換	2
6. 他の専攻, 他の研究科, 学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目 の履修	2
7. 単位互換協定	2
II. 教育プログラム	3
1. 基礎プログラム	3
2. 深化プログラム	3
3. 法実務基礎プログラム	4
4. 先端・発展プログラム	4
5. 学際プログラム	4
6. 留意事項	5
III. 教育方法	5
IV. 不正行為の禁止	6
V. 成績評価	6
VI. 学修支援	7
VII. 修学環境	7
1. 自習室について	7
2. 附属図書館の利用について	7
3. 法科大学院図書室について	8
4. 法学政治学資料センターについて	8
5. 情報端末室の利用について	8
6. ミーティングルーム及び喫煙室について	8
7. コピーカード	8
8. 日本学生支援機構奨学金	9
9. 授業料	10
10. その他	10
(1) 各種願出・届出	10
◇休学願	10
◇復学願	10
◇退学願	10
◇保証書住所等変更届	11
◇改姓(名)届	11

令和2年度授業日程（予定）

期 間	週	事 項
4月2日(木)		新入生ガイダンス
4月6日(月)～6月2日(火)	8	授 業（春学期・1学期）
※但し5/29(金)は夏学期授業を行う	8	
5月29日(金)～7月28日(火)		授 業（夏学期・1学期）
6月5日(金)		開学記念行事日～大学祭(休講)
6月11日(木)～6月12日(金)		春学期定期試験(基礎プログラム休講)
7月29日(火)	2	補 講 日
7月30日(木)～8月11日(火)	6	1学期・夏学期定期試験
8月13日(木)～9月23日(水)	4	夏 季 休 業
8月24日(月)～9月18日(金)		集 中 講 義
9月24日(木)～11月13日(金)	8	授 業（秋学期・2学期）
11月16日(月)～1月25日(月)	8	授 業（冬学期・2学期）
12月28日(月)～1月4日(月)	1	冬 季 休 業
1月5日(火)～1月7日(水)		秋学期定期試験(基礎プログラム休講)
1月10日(日)		共通到達度確認試験
1月15日(金)		大学入学共通テスト準備のため休講
1月20日(水)～1月22日(金)	2	補 講 日
1月26日(火)～2月5日(金)		2学期・冬学期定期試験
3月25日(木)		学位記授与式

※授業回数確保のため、以下のとおり曜日を振替えて授業を実施。

4月 6日(月) → 水曜日授業

4月 7日(火) → 金曜日授業

9月24日(木) → 月曜日授業

※東京五輪・マラソンが8月8日(土)・9日(日)に札幌で開催されることに伴い、1学期の定期試験期間(7月30日(木)～8月11日(火))において、試験が実施できない日がある場合は、8月12日(水)、17日(月)、18日(火)まで試験期間を延長する可能性があるため、留意すること。

法科大学院長挨拶

北海道大学法科大学院は、ここに第17期の新入生を迎えることとなりました。入学生の皆さんを、心から歓迎いたします。

本法科大学院は、これからの社会にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を備えた法曹の養成を目標としています。具体的には、〈先端的なビジネス部門を得意とする法曹〉、および〈市民生活に密着した法曹〉の2つを想定し、法曹としての基礎力はもちろん、この2つの方向性のいずれかにおける応用力・発展力をも得得することを目指しています。そのために、5つの教育プログラムから構成されるカリキュラムを、各分野で優れた実績をもつ研究者教員、そして豊富な経験を有する裁判官・検察官・弁護士の実務家教員が協力して担当し、「理論と実践」を有機的に結びつけた教育を展開しています。

もちろん、こうしたカリキュラムを「使いこなす」のは、法科大学院生の皆さん自身です。法科大学院の講義・演習と並行して、そこで得られた成果を司法試験合格という直近の目標達成に繋げていけるように日々努力を重ねる必要があります。そのためには、自分なりの勉強方法を工夫する必要もあるでしょう。毎年、皆さんの先輩が司法試験に合格された際に、どのような勉強方法が有効であったかを教えてもらうようにしていますが、その筆頭に位置するのが、グループ（自主ゼミ）による学習です。特に、法律学のさまざまな争点をめぐって他者と日常的に議論を重ねることは、優れたコミュニケーション能力が要求される法律家を目指すにあたって不可欠なトレーニングになると思われれます。また、教員によるオフィス・アワーを活用することも多くの先輩が推奨しています。従来から、本法科大学院の特徴の一つとして「院生と教員の距離が近い」ことがしばしば挙げられていますが、そうした環境の下で、生じた疑問点を早期に解決しておく習慣を身につけることも、法律学の正確な理解を深めるために極めて重要であると考えられます。

本法科大学院が2004年に設置されて以降、2019年度までに、574名の修了生が司法試験に合格し、それぞれの途を歩んでいます。皆さんがそうした先輩方に続くことができるように、本法科大学院はできる限りのサポートをしていきます。これからの2年間、あるいは3年間という与えられた期間、そして本法科大学院という与えられた空間を有効に活用されることを念願しております。

教育理念・目標

本法科大学院は、次のような能力・資質を備える法曹の養成を教育理念・目標としています。

1. 基本的法分野における体系的で深い理解
2. 先端的・応用的法分野における専門的知識
3. これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
4. 柔軟で創造的な思考力
5. 交渉能力と説得能力
6. 人権感覚・倫理性
7. グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
8. 他の専門分野に対する理解能力

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は、グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっているという社会状況において、様々な社会領域の要請に応えることのできる、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標としています。

法科大学院では、この目標とする法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を定め、当該能力を身につけたことを示す所定の修了要件を満たした者に法務博士の学位を授与します。

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与水準

現代社会において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力・発展力を持たなければなりません。法科大学院は、社会からの要請に応じる応用力・発展力の方向性として、先端的なビジネス部門を得意とする法曹、市民生活に密着した法曹の2つを想定し、法曹としてのコモンベーシックとしての基礎力および2つの方向性のいずれかにおける応用力・発展力という付加価値を有する法曹の養成を目標としており、次の能力を持つと認められる者に法務博士の学位を授与します。

- ・ 基本的法分野における体系的で深い理解
- ・ 先端的・応用的法分野における専門的知識
- ・ これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- ・ 柔軟で創造的な思考力
- ・ 交渉能力と説得能力
- ・ 人権感覚・倫理性
- ・ グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- ・ 他の専門分野に対する理解力

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は学位授与の方針で掲げる法曹を養成するため、次の特色ある取組により教育課程を編成し、実施します。

【5つの教育プログラム】

高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹養成のための、理論的教育と実務的教育を有機的、効果的に実施するため、次の5つの教育プログラムを提供します。

①基礎プログラム

法学未修者向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム

②深化プログラム

基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム

③法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム

④先端・発展プログラム

知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム

⑤学際プログラム

基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラム

【社会からの要請に応じる応用力・発展力の養成のためのプログラム編成】

先端的なビジネス部門を得意とする法曹、市民生活に密着した法曹の2つを想定し、先端・発展プログラムの中に、①知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と②環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けています。

【双方向的ないし多方向的授業】

双方向的で、対話、レポート作成を盛り込んだ教育手法を用いることによって、修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を学生に体得させることを図ります。

【教育の質保証】

教育の質を保証するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け、授業評価等、教育内容及び方法の改善に取り組みます。

【キャリア形成の支援】

キャリアサポート委員を配置し、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの転身をはかる修了生に対しても支援を行います。

學生便覽

I. 履修要件

履修要件は、入学した年度の学生便覧記載の内容によりますので、注意するとともに、修了するまで、この学生便覧をお持ちください。

1. 要修得単位（法学研究科規程第20条関連）

修了に必要な単位数は、3年課程で94単位、2年課程で64単位とします。

なお、修了に必要な単位数には、法科大学院教員会議が必要と認める「臨時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

2. 進級要件（法学研究科規程第25条関連）

計画的・効率的な学習を促すため、進級要件を設けます。

3年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること並びに法科大学院GPA及び共通到達度確認試験の結果が基準値以上であることが必要です（3年課程の1年次生は共通到達度確認試験の受験が必須です。共通到達度確認試験については5頁をご確認ください）。また、3年次進級のためには56単位以上を修得していること並びに法科大学院GPAが1.3以上であることが必要です。なお、3年次進級のためには、全体で56単位以上修得しているだけでなく、基礎プログラム28単位以上を修得していることが必要です。

2年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること並びに法科大学院GPAが1.3以上であることが必要です。なお、2年課程に条件付きで入学した者の進級要件・修了要件については、別に定める要件を満たすことが必要です。詳細は、45頁の「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における法学既修者（2年課程）の条件つき合格者に対する申し合わせ」をご確認ください。

法科大学院GPA及び共通到達度確認試験の結果に関する進級要件の詳細は、41頁の「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」をご確認ください。

なお、修了要件にはGPAを課しません。

エクスターンシップⅠ（1単位）又はエクスターンシップⅡ（2単位）の単位は、修了要件に算入できますが、進級に必要な単位数に算入することができませんので注意してください。なお、エクスターンシップⅠ又はエクスターンシップⅡのいずれか一方の単位を修得した学生は、他方のエクスターンシップを履修することはできません。

なお、進級に必要な単位数には、法科大学院教員会議が必要と認める「臨時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

3. キャップ制（法学研究科規程第23条関連）

エクスターンシップⅠ（1単位）、エクスターンシップⅡ（2単位）及びフィールドワーク（1単位）については、実習の授業科目であることに鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することができます。

なお、最終学年にあつては、上記に関わらず44単位を超えて履修することができませんので、注意してください。

さらに、民事法基礎ゼミについては、キャップ制の対象外として取り扱います。

4. 入学前の既修得単位の修了要件への算入（法学研究科規程第22条関連）

本法科大学院入学前に「本学若しくは他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果」について、法科大学院教員会議の承認によって30単位まで修了要件単位に算入することができます。法科大学院教員会議は、この承認に際して、当該科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当するかを指定します。

5. 入学後の他大学院との単位互換（法学研究科規程第21条、第21条の2関連）

本法科大学院の学生は、法科大学院教員会議の承認を得て、「他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修」することができます。この承認に際して、法科大学院教員会議は、その科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当するかを指定します。このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができます。

また、「学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果」についても、上記により修了要件単位に算入する単位数と合わせて30単位まで修了要件単位に算入することができます。

6. 他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目の履修（法学研究科規程第20条第4項関連）

本法科大学院の学生は、法科大学院教員会議の承認を得て、「他の専攻、他の研究科、学院又は教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目」を履修することができます。

このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができます。

7. 単位互換協定

北海学園大学大学院法務研究科（法科大学院）と単位互換協定及び授業料相互不徴収協定が結ばれております。（詳細は学生担当窓口にお問い合わせのこと）

※ ただし、以上の4.～7.の制度によって修了要件単位に算入される単位数の合計は、30単位を超えることができません。また、2年課程については、既に30単位が免除されている関係上、これらの制度による単位の算入は適用できません。

II. 教育プログラム

5種類の教育プログラムを提供します。

1. 基礎プログラム

法律基本科目に関する基礎的知識を習得するプログラムです。このプログラムは3年課程の入学者のために提供され、2年課程の入学者については免除されません。具体的な科目は次の通りです。

憲法Ⅰ～Ⅱ、行政法Ⅰ～Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、刑法Ⅰ～Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、民事法基礎ゼミ。

*民法Ⅰ・Ⅱは3単位、憲法Ⅱ、行政法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、民事法基礎ゼミは1単位、その他はすべて2単位。

以上の科目については、民事法基礎ゼミを除く32単位を必修とします。また、民法及び刑法については、民事法基礎ゼミ及び刑事法基礎ゼミが併行して開講されます。これらのゼミは民法・刑法の授業の復習を兼ねたものですので、必ず履修するようにしてください。

2. 深化プログラム

法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を、具体的事例問題の検討を通して理論・手続の両面から一層深化させるプログラムです。具体的な科目は次の通りです。

公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ、商法事例問題研究Ⅰ～Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法、債権法改正（臨時開講科目）
（すべて2単位）

以上の科目については、臨時開講科目の債権法改正を除く26単位を必修とします。

また、民事法事例問題研究については、民事法ゼミが併行して開講されます。このゼミは、民事法基礎ゼミを履修することのできない2年課程の1年次生及び3年課程の2年次生のみなさんを対象とするものです。民法に対する理解を確実にすることを目指していますので、2年課程の1年次生及び3年課程の2年次生のみなさんは必ず履修するようにしてください。

3. 法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割（裁判官のあり方、弁護士倫理など）を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋を行い、また法曹に必要な基礎能力（リテラシー）や調査能力獲得を目指すプログラムです。具体的な科目は次の通りです。

法曹倫理Ⅰ（2単位必修）、法曹倫理Ⅱ（2単位）、民事実務演習A（2単位必修）、民事実務演習B及び刑事実務演習ABC（4単位選択必修）、ローヤリング＝クリニックAB及び公法実務演習（4単位選択必修）、エクスターンシップⅠ（1単位）、エクスターンシップⅡ（2単位）

上記の必修科目及び選択必修科目から、計12単位以上を修得する必要があります。

4. 先端・発展プログラム

先端的・応用的法分野についての専門知識を修得させるプログラムです。以下のような(1)先端ビジネス部門と(2)生活関連部門、(3)共通科目及び(4)部門共通科目から構成されます。自らの関心により(1)か(2)のいずれかの部門を選択した上で、選択した部門、(3)及び(4)の科目から最低10単位以上を修得し、且つ(1)～(4)の全体で合計12単位以上を修得する必要があります。

(1) 先端ビジネス部門（各2単位、一部科目1単位）：

現代企業法ⅠⅡ、現代取引民法（不動産法・担保法）、現代倒産・執行法ABC、知的財産法AB、知的財産法C（臨時開講科目）（1単位）、現代知的財産法ABCD、経済法AB、現代経済法AB、租税法AB、企業法務

(2) 生活関連部門（各2単位）：

現代生活民法（消費者法・医事法）、環境法、情報法、地方自治法、労働法AB、労働法特論、社会保障法AB、環境法特論、医療訴訟

(3) 共通科目（各2単位、一部科目4単位）：

司法制度論、国際法AB、国際取引法、国際人権法、国際私法（4単位）、国際私法特論（臨時開講科目）、研究論文

(4) 部門共通

フィールドワーク（1単位）

5. 学際プログラム

基礎法学・政治学はもとより、経済学や経営学、さらには社会学等の知見を習得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、さらにそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラムです。4単位以上修得する必要があります。

現代法哲学、現代法社会論、現代法理論、日本法史、西洋法史、ローマ法、法

と経済学，英米法，ヨーロッパ法，アジア法，比較法文化論，政策分析，政治過程論，国際公共政策学，比較政府間関係論（各2単位）

6. 留意事項

- (1) 基礎プログラム及び深化プログラムのすべての科目と法実務基礎プログラムの一部の科目については、「共通的な到達目標モデル」（いわゆるコア・カリキュラム）において、修得すべき事項の大綱が示されています。自分の学習の進捗状況を確認するために有用なツールとなりますので、たとえば各学期が終了した段階で、<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/result02.html> を参照することをお薦めします。
- (2) ローヤリング＝クリニックやエクスターンシップにあつては、他人の秘密やプライバシーに接することがあります。教務委員や担当教員及び受入先の担当者の指示に従い、法科大学院生としての自覚を持って、そのような事項を他に漏らすことのないよう、十分に注意してください。漏らした場合には処分されることがあります。
- (3) 先端・発展プログラム及び学際プログラムの科目には、隔年開講科目もありますので、注意してください。
- (4) 令和2年度（2019年度）から、3年課程の1年次生を対象に、共通到達度確認試験管理委員会の主催により「共通到達度確認試験」が全国の法科大学院において実施されることになりました。進級要件に関わるものであり、3年課程の1年次生は受験が必須です。また、受験料は1万円程度の予定です。詳細は掲示によって周知いたしますのでご留意ください。

Ⅲ. 教育方法

効果的な教育を実施するため、次のような措置を講じます。

1. すべての科目について、学生の予習・復習を前提とした、双方向的で密度の濃い授業を実施します。
2. 法律基本科目については、少人数教育を徹底し、50名を超えないクラスサイズとして設計します。
3. 効果的な学習を実現するため、基礎プログラムを中心として、4学期制を導入します。また、基礎プログラムに併行した形で、少人数制の基礎ゼミを開講します。
4. 法律文書作成能力を涵養するため、深化プログラムにおいては文書の添削指導を実施します。

5. ITを活用した教育支援システムを導入します。
6. 教育の質を向上させるため、学生による授業評価（アンケート）やファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施します。
7. FD委員会では、学生による授業評価（アンケート）の内容を分析・検討し、授業方法等の向上に資するように、教員・学生に情報を還元します。

IV. 不正行為の禁止

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものです。万一不正行為があったときは、厳しく処分されます。ここでの試験には、小テスト等、学期末試験以外の試験も含まれます。学期中・学期末に提出するレポートも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含む）を複写したり加工したりして、自分のレポートとして提出することは認められません。また、レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用・利用した場合には、その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合は不正行為と見なされます。

V. 成績評価

法科大学院には厳格で公正な成績評価が求められています。そのために次のような措置を講じます。

1. きめ細かな成績評価を可能とするため、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価並びに合格及び不合格による評価制度を導入します。
2. 成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設置します。同会議では、成績評価基準や成績分布等について審議します。
3. 的確な成績評価を行うため、相対評価の視点を導入します。不可は絶対評価ですが、秀・優・良・可については、履修者数が25名以上の科目や基礎プログラム（民事法基礎ゼミを除く）ではバランスに配慮し、原則として、秀ないし優はおおむね15%～30%程度、また成績分布は山型になるよう努めます。さらに、これ以外の科目にあっても、評価が同一の成績区分に集中することのないよう留意します。
4. 成績評価基準をシラバスに明記するとともに、履修者数の少ない一部の科目を除き、各科目につき、成績分布を公表します。

VI. 学修支援

学生のみなさんの勉学意欲を喚起し、効果的な学習を支援するため、オフィスアワー、クラス担任制、学生委員・学生支援委員の配置など、きめ細かな学修支援体制を整備しています。

教 務 委 員	曾野 裕夫 教 授	研究室 4 1 3
	池田 茂徳 特任教授	” 3 1 0
	山下 竜一 教 授	” 3 2 3
学 生 委 員	岸本 太樹 教 授	研究室 3 1 7
	橋場 弘之 特任教授	” 6 1 9
	佐々木雅寿 教 授	” 3 2 0
学生支援委員	佐藤 陽子 教 授	研究室 5 1 6
ク ラ ス 担 任	(3年課程1年次) 山本 哲生 教授	研究室 4 2 2
	(2年課程1年次) 林 誠司 教授	” 4 1 5
	(3年課程2年次) 岸本 太樹 教授	” 3 1 7
	(2年課程2年次前期) 栗原 伸輔准教授	” 5 0 6
	(2年課程2年次後期) 池田 悠准教授	” 5 0 4
(3年課程3年次) 佐藤 陽子 教授	” 5 1 6	
図 書 委 員	中川晶比兒 教 授	研究室 5 1 7
修了生相談室 担 当 委 員	林 誠司 教 授	研究室 4 1 5
	磯部 真士 特任教授	” 5 0 7

- ・ 成績不良者に対しては、法律実務専攻長（法科大学院長）が直接指導、注意を行い、学習の態勢を整えさせます。

VII. 修学環境

1. 自習室について

法律実務専攻（法科大学院）の各学生に自習室を割り当て、自習室の鍵を貸与します。

なお、自習室（W602室）に関しては、学生証（ICカード）により入室可能となっています。

また、建物玄関が開錠されているのは7時から22時までです。自習室内の清掃及び整理整頓は使用者の責任で行ってください。

2. 附属図書館の利用について

附属図書館の開館時間、利用方法等については、附属図書館が発行する「図書館利用案内」等を参照してください。

3. 法科大学院図書室について

本研究科研究棟1階に「法科大学院図書室」(108室)が設置されています。法科大学院図書室(108室)は、学生証(ICカード)により入室可能となっています。

なお、図書の貸し出しは一切していません。また、室外への図書の持ち出しは厳禁です。本図書室を利用の際は、ルールを守り、他の利用者に迷惑がかからないよう十分に留意してください。

4. 法学政治学資料センターについて

法学政治学資料センター(本研究科研究棟2階215号室)では新刊雑誌、法令・判例集、法律辞典、法学政治学分野のデータベースが利用できます。当室の受入雑誌をもとに作成する「判例カード」を本研究科のホームページに公開しており、2名のスタッフが資料についての問い合わせにも対応しています。

5. 情報端末室の利用について

本研究科には、学生の学習支援のために共用の情報機器が設置された情報端末室(人文・社会科学総合教育研究棟2階W204)があります。利用に際しては、「利用規程」に従ってください。

6. ミーティングルーム及び喫煙室について

本研究科研究棟2階に「ミーティングルーム」(206, 216及び217)があります。教員および学生が日常的に親しく学術・教育の情報・意見等を交換し、相互理解と啓発をはかる目的で設置されています。利用時間は、7時から22時までです。

また、W棟1階には「喫煙室」がありますが、喫煙についてはマナーを守ってください。

7. コピーカード

複写機については、カードシステムを採用し、2階コピー室(213)及び1階事務室前複写室、法科大学院図書室、法学政治学資料センター、附属図書館書庫内、W棟6階ディスカッションラウンジに設置している複写機をそれぞれ利用できます。

各年度でのコピーの使用限度は、モノクロで2,250面です。

(片面コピー=1面, 両面コピー=2面, Nアップ・片面コピー=1面, Nアップ・両面コピー2面でカウントします。)

使用限度を超えた場合は、コピーカードを回収します。使用限度を超えなかった分については、翌年度に繰り越しはしません。

各コピー機のコピーカードリーダーに表示される数字は、そのコピー機で1カ月に利用した面数となります。各コピー機の利用面数を足した数字が、その月に

利用しているコピー面数となりますので、各自管理をお願いいたします。

コピーカードリーダーの数字は、毎月リセットされます。

なお、学籍上の異動（休学、退学、留学等）があった場合及び使用限度を超えた場合は、速やかにコピーカードを学生担当窓口へ返却しなければなりません。

コピーカードは原則として再発行しませんので、保管・取扱いには十分注意してください。

8. 日本学生支援機構奨学金

(1) 日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していただくこととなります。申込みの際は、あなたの経済状況や人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

(2) 奨学金の種類

- ① 大学院第一種奨学金＝無利子貸与
- ② 大学院第二種奨学金＝有利子貸与

(3) 奨学金の申込み条件

奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から大学の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用候補者を決定します。基準を満たしていても、予算の関係で採用候補者に決定されない場合がありますのでご注意ください。

なお、次の者は推薦できません。

- ① 収入基準額を超える者（収入基準額については、日本学生支援機構のホームページ <http://www.jasso.go.jp/index.html> 等で確認してください。）
- ② 修業年限を超えて在学する者（修業年限には病気等による休学期間は含まれない。）
- ③ これまでに機構から大学院の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。

(4) 奨学金継続願

「奨学金継続願」とは、奨学生に対して奨学金の継続の意思を確認するものであり、毎年1回奨学生本人が自ら判断して機構に提出しなければなりません。「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）後、大学が適格基準に基づき継続の可否を判断する適格認定を行います。所定の期間内に「奨学金継続願」が提出されないと次年度から貸与が打ち切られるので注意してください。

(5) 特に優れた業績による返還免除について

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

免除の申請は希望者が行うものですが、本学の推薦が必要となります。

詳細については、掲示等で通知します。

9. 授 業 料

1期分（半年間）の授業料が未納の場合は、理由の如何に関わらず本学大学院通則第20条第4号に基づき除籍となりますので、納付を遅滞することのないよう十分に注意してください。

本学大学院通則第33条に規定する入学料の額及び授業料の年額は、令和2年4月1日現在次のとおりです。

区 分	授業料の年額	入 学 料
法科大学院の課程	804,000 円	282,000 円

注記：授業料の年額が改定された都度、在学者に適用される制度（スライド制）が適用されます。なお、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者等に対して、授業料を免除する制度があります。詳細については、掲示等で周知します。

10. そ の 他

(1) 各種願出・届出

休学、退学、留学等をする場合は、事前に学生担当窓口へ願い出て許可を受けなければなりません。

◇休学願

病気その他の事由により休学（2ヶ月以上）を願い出るときは、本研究科所定の休学願を学生担当窓口で受け取り、研究科長宛に願い出て（病気の場合は医師の診断書等添付）許可を受けてください。手続きが遅れるとその期の授業料を納付しなければなりませんので、あらかじめ十分に注意してください。

願い出は年度ごととなりますので、長期休学を要する場合は、まず当該年度分を願い出て、後日新年度の更新分を改めて願い出る必要があります。

◇復学願

病気その他の事由により休学中の者が、その事由が消滅して復学しようとする場合には、本研究科所定の復学願を学生担当窓口で受け取り、それにより研究科長宛に願い出て許可を受けてください。

◇退学願

病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、本研究科所定の

退学願を学生担当窓口で受け取り、その事由を詳しく明記し、連帯保証人と連署で、かつクラス担任教員等の確認を受け研究科長宛に願い出て許可を受けなければなりません。

◇保証書住所等変更届

学生本人又は、連帯保証人の現住所・電話番号の変更、「授業料納入のお知らせ」送付先区分の変更があったときは、所定の「保証書住所等変更届」により遅滞なく届け出てください。

◇改姓（名）届

改姓名の届け出については、所定の届出用紙のほか戸籍抄本の添付を必要とします。

◇その他

その他の諸届については、学生担当窓口にお問い合わせください。

(2) 学 生 証

学生証は、入学した年度の4月に交付します。交付された学生証は標準修業年限まで使用しますので、取り扱いに注意し、学生証裏面の注意事項を遵守してください。

また、学生担当窓口における各種手続の際にその都度提示を求めますので、常に携帯してください。

(3) 各種証明書の発行

各種証明書の発行については、学生担当窓口で「証明書発行願」により願い出てください。願い出を受理した日の土日・祝日を除いた翌々日の午後以降に発行します。ただし、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（旅客鉄道会社の割引普通乗車券を購入する場合に使用）及び健康診断証明書については、以下に記載の場所に設置されている証明書自動発行装置（ACM）の操作により入手してください。（発行操作には、学生証が必要です。）

◇ 証明書自動発行装置の設置場所は次のとおりです。

- ① 文系共同講義棟2階ホール
- ② 高等教育推進機構1階ロビー
- ③ クラーク会館センターホール
- ④ 工学部正面玄関ロビー
- ⑤ 農学部正面玄関横
- ⑥ 薬学部正面玄関ホール
- ⑦ 環境科学院正面玄関ロビー

利用時間：月曜日から金曜日の9：00から18：00まで

（ただし、祝日、年末年始の期間及び年度初め等のデータ更新時期を除きます。）

証明書の発行枚数：在学証明書、成績証明書、修了見込証明書は1日4枚まで、学割証及び健康診断証明書は1日5枚までです。

(4) 法科大学院学生に対する連絡について

法科大学院学生に対する一切の連絡事項等は、法学研究科・法学部玄関横のホール及び事務室前に設置されている掲示板により周知しますので、常に掲示板に注意してください。

(5) 保健センター

◇定期健康診断

定期健康診断は、毎年1回4月に実施されます。学生は、診断を受けるよう義務付けられておりますので、必ず指定された期間（掲示により通知）に受けてください。なお、この定期健康診断の全ての診断項目を受診しなければ、健康診断書等の発行等ができません。

◇健康相談・診療・カウンセリング

カウンセリングを希望する場合は、まず精神衛生相談を受診してください。

診療

診療科目	曜日	受付時間
内科	月～金	13:00～15:30
精神衛生相談		

カウンセリング

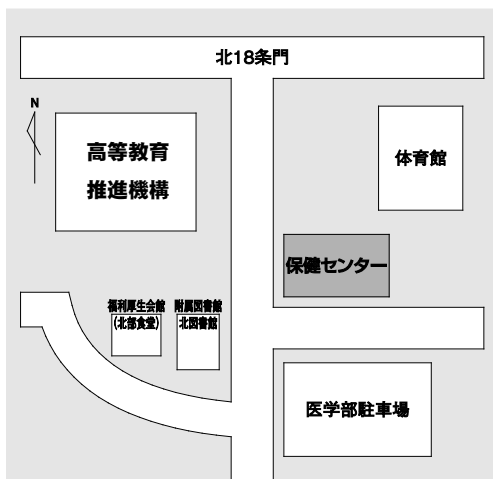
曜日	相談時間
月～金	午前・午後

健康相談

相談科目	曜日	相談時間
歯科相談	予約制	予約は学内のパソコンにて保健センターホームページから予約してください(学内のパソコンのみアクセス可能)。

なお、診療は事情により休診となる場合がありますので、休診情報（保健センターホームページ）を確認してください。

◎保健センターの場所（札幌市北区北16条西7丁目）



(6) 学生相談・ハラスメントに関する相談

本学には、身体的・精神的に自分の健康について何か心配、気になることがあるとき、また、修学上の問題や人間関係等の多様な悩みごとに応じる相談室等があります。悩み等があるときは、気軽に相談室を利用してください。

◇文学部・法学部学生相談室

法学研究科・法学部では、文学研究科・文学部と共同で、「文学部・法学部学生相談室」を設置しています。専門のカウンセラーが在室しており、どんな小さなことについても相談に応じますので、気軽に利用してください。

①開室時間

毎週火曜日及び金曜日 13:00～17:00（祝日・休日を除く）※

※予約は、原則Eメールで行うこと。

予約申込メールは、月曜日～金曜日対応。

文学部・法学部学生相談室メールアドレス

letsoudan@let.hokudai.ac.jp

②場所

文学部管理棟 2階

③相談員

カウンセラー 大崎 明美

文学部・法学部学生相談室カウンセラーより

私はカウンセラーで臨床心理士の大崎です。学生相談室は、あなたの抱えている心の問題や悩みにも最もふさわしい解決を目指してカウンセリングを行うところです。

学生生活は、修学・研究とともに将来の進路を選択する場でもあり、自分を見つめ直すことは、勉学的一方にある学生の仕事といってよいかもしれません。

ときに様々なことが困難と感じられ、悩みや課題を抱えることがあるかもしれません。今まで面白いと思っていたことが色あせて中途半端のように感じたり、自分だけが周りと違ってうまくいかず取り残されているように思ったりすることがあるかもしれません。「何をしても面白くない」「やる気が起きない」「人が会うのがつらい」「寝つきが悪い」「大学に来ることが難しい」等々不調感がありましたら、ぜひ相談に来てください。

学生相談室で話された内容は、守秘義務に基づきあなたの許可なく他人に開示することはありません。ちょっとした質問や気がかりなことでも、どうぞお気軽に相談ください。

◇全学学生相談総合センター

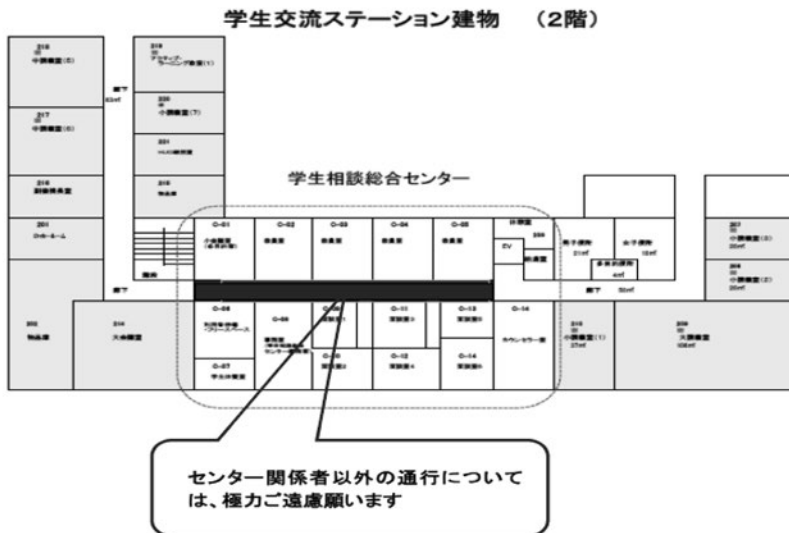
学生相談総合センターでは、月～金曜日（祝日・休日を除く）の毎日下記の時間に相談の申し込みを受け付けています。

受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:45
電話予約	TEL 011-706-7463
メール予約	yoyaku@sacc.hokudai.ac.jp

相談を希望する場合は、事前に予約していただくと便利です（予約優先）。

◎全学学生相談総合センターの場所（札幌市北区北15条西8丁目）：

学生交流ステーション2階（旧国際連携機構）



◇ハラスメント相談室

ハラスメント相談室では、専門相談員が毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の9:30～18:00に相談を受け付けています。

電話：011-706-2095 又は 011-706-2096

E-mail:soudan@general.hokudai.ac.jp

(7) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）について

「学研災」は、国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合及び通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合の補償のために加入するものです。

「法科賠」は、日本国内外において、保険期間中に学生が、以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金について、てん補限度額の範囲内で補償を行うものです。

- ◇ ①正課、学校行事、②正課・学校行事・課外活動に位置づけられるインターンシップ、ボランティア活動、③自宅と①、②の活動場所への往復中に、他人にケガをさせ（対人賠償）、もしくは他人の財物を損壊（対物賠償）したこと。
 - ◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）
 - ◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。（人格権侵害補償）
- なお、詳しくは別途配付する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」及び「法科大学院生教育研究賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

(8) そ の 他

- ◇ 法学研究科・法学部管理棟1階事務室横の西側玄関付近に、自習室毎のメールボックスを設置しています。各自習室でメールボックスの鍵の管理者を決め、鍵の管理者は常にメールボックスの中を確認し、投函されているものがある場合には、すみやかに各自習室へ持って行ってください。
- ◇ 学生の自動車・オートバイ等による通学（構内通行）は禁止しています。
- ◇ 建物内のパブリック・スペースは、W棟1階喫煙室を除き、全て禁煙です。

Ⅷ. 各科目の担当教員

☆がついているのは、令和2年度に開講されない科目です。

○は専任教員，*は実務家教員です。

基礎プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
	憲法Ⅰ	2	齊藤 正彰		
	憲法Ⅱ	1	齊藤 正彰		
	行政法Ⅰ	2	岸本 太樹	○	
	行政法Ⅱ	1	岸本 太樹	○	
	民法Ⅰ	3	池田 清治	○	
	民法Ⅱ	3	岩川 隆嗣	○	
	民法Ⅲ	2	山本 周平	○	
	民法Ⅳ	2	池田 清治	○	
	商法Ⅰ	2	野田 耕志	○	
	商法Ⅱ	2	山本 哲生	○	
	商法Ⅲ	2	山本 哲生	○	
	民事訴訟法Ⅰ	2	伊藤 隼		
	民事訴訟法Ⅱ	1	伊藤 隼		
	刑法Ⅰ	2	城下 裕二	○	
	刑法Ⅱ	2	佐藤 陽子	○	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	上田信太郎	○	
	刑事訴訟法Ⅱ	1	上田信太郎	○	
	民事法基礎ゼミ	1	後藤 雄則		*
伊藤 絢子				*	
大室 直也				*	
吉田 悟志				*	
猪瀬健太郎				*	
清平 温子				*	
刑事法基礎ゼミ		齋藤健太郎		*	
		仲世古善樹		*	

深化プログラム

	公法事例問題研究Ⅰ	2	佐々木雅寿	○	
	公法事例問題研究Ⅱ	2	山下 竜一	○	
	公法事例問題研究Ⅲ	2	西村 裕一	○	
			岸本 太樹	○	
	民事法事例問題研究Ⅰ	2	根本 尚徳		

	民事法事例問題研究Ⅱ	2	曾野 裕夫	○	
	民事法事例問題研究Ⅲ	2	林 誠司	○	
	民事法事例問題研究Ⅳ	2	山木戸勇一郎	○	
	商法事例問題研究Ⅰ	2	山本 哲生	○	
	商法事例問題研究Ⅱ	2	野田 耕志	○	
	刑事法事例問題研究Ⅰ	2	城下 裕二	○	
	刑事法事例問題研究Ⅱ	2	佐藤 陽子	○	
	刑事法事例問題研究Ⅲ	2	磯部 真士	○	*
	現代家族法	2	櫛橋 明香		
	債権法改正（臨時開講科目）	2	池田 清治	○	
	民事法ゼミ		山口 達哉		*
			縄野 歩		*
			小川翔太郎		*
			芝 雄亮		*
			鷺見 圭一		*
			上村真太郎		*
			山田 幸司		*
			皆川 洋美		*
			小野寺優剛		*

法実務基礎プログラム

	法曹倫理Ⅰ	2	池田 茂徳	○	*
	法曹倫理Ⅱ	2	池田 茂徳	○	*
			新川 生馬		*
	民事実務演習A	2	松長 一太	○	*
	民事実務演習B	2	朝倉 靖	○	*
	刑事実務演習A	2	小林 俊彦	○	*
	刑事実務演習B	2	磯部 真士	○	*
	刑事実務演習C	2	牛島 武人		*
	公法実務演習	2	綱森 史泰		*
	ローヤリング＝クリニックA	2	橋場 弘之	○	*
	ローヤリング＝クリニックB	2	橋場 弘之	○	*
	エクスターンシップⅠ	1	曾野 裕夫	○	
	エクスターンシップⅡ	2	曾野 裕夫	○	

先端・発展プログラム

(先端ビジネス部門)

	現代企業法Ⅰ	2	野田 耕志	○	
☆	現代企業法Ⅱ	2			
☆	現代取引民法	2			
	現代倒産・執行法A	2	栗原 伸輔	○	
	現代倒産・執行法B	2	栗原 伸輔	○	
	現代倒産・執行法C	2	山崎 昌彦		*
	知的財産法A	2	中山 一郎	○	
	知的財産法B	2	中山 一郎	○	
	知的財産法C (臨時開講科目)	1	中山 一郎	○	
			吉田 広志		
			田村 善之		
			韓 相郁		*
			前田 健		
			酒井 将行		*
	紋谷 崇俊		*		
	現代知的財産法A	2	中山 一郎	○	
	現代知的財産法B	2	中山 一郎	○	
☆	現代知的財産法C	2			
☆	現代知的財産法D	2			
	経済法A	2	中川晶比兒	○	
	経済法B	2	中川晶比兒	○	
	現代経済法A	2	中川晶比兒	○	
	現代経済法B	2	中川晶比兒	○	
	租税法A	2	田中 啓之		
	租税法B	2	田中 啓之		
	企業法務	2	松田 竜		*

(部門共通)

	フィールドワーク	1	曾野 裕夫	○	
--	----------	---	-------	---	--

(生活関連部門)

☆	現代生活民法	2			
	環境法	2	山下 竜一	○	

☆	情報法	2			
	地方自治法	2	人見 剛		
	労働法A	2	池田 悠	○	
	労働法B	2	池田 悠	○	
	労働法特論	2	高橋 和征		*
	社会保障法A	2	加藤 智章		
☆	社会保障法B	2			
	環境法特論	2	木場 知則		*
	医療訴訟	2	増谷 康博		*

(共通科目)

	司法制度論	2	朝倉 靖	○	*
	国際法A	2	伊藤 一頼		
	国際法B	2	児矢野マリ		
	国際取引法	2	曾野 裕夫	○	
☆	国際人権法	2			
	国際私法	4	嶋 拓哉		
	国際私法特論 (臨時開講科目)	2	嶋 拓哉		
	研究論文	2	曾野 裕夫	○	

学際プログラム

	現代法哲学	2	森 悠一郎		
	現代法社会論	2	尾崎 一郎		
	現代法理論	2	長谷川 晃		
	日本法史	2	桑原 朝子		
☆	西洋法史	2			
	ローマ法	2	水野 浩二		
☆	法と経済学	2			
	英米法	2	会沢 恒		
☆	ヨーロッパ法	2	齊藤 哲志		
			大西楠テア		
	アジア法	2	徐 行		
	比較法文化論	2	会沢 恒		
	比較政府間関係論	2	山崎 幹根		
	政策分析	2	宮脇 淳		

	政治過程論	2	空井 護		
	国際公共政策学	2	鈴木 一人		

Ⅸ. 教員紹介

※氏名、法科大学院における担当科目、専門分野の順

【専任教員】

A 研究者教員

池田 清治
民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ，債権法改正（臨時開講科目）
民法：契約法の基礎理論とその現代的展開を研究してきたが，最近では消費者法にも関心を持っている。

池田 悠
労働法B
労働法：労働契約関係をめぐる個別的・集団的な規律，労働法と田の法分野との交差領域。

上田 信太郎
刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ
刑事訴訟法：近時は刑事証拠法分野のうち補強法則，自白の信用性の問題を中心に研究を行っている。

岸本 太樹
行政法Ⅰ・Ⅱ，公法事例問題研究Ⅲ
行政法学：近年では，特に，公共的な事務・事業の遂行を民間事業者等に委託する際に締結される行政契約（民間委託契約）に焦点を当てた研究を行っている。

栗原 伸輔
現代倒産・執行法A・B
民事訴訟法：倒産手続を主に研究しています。支払不能概念の意義，再建計画の実体的要件について特に関心を持っています。

佐々木 雅寿
公法事例問題研究Ⅰ
憲法：対話的違憲審査の理論，カナダ憲法，人権の実効的救済方法など。

佐藤 陽子
刑法Ⅱ，刑事法事例問題研究Ⅱ
刑法：違法論、なかでも被害者の承諾論を中心に研究を行っている。最近では、性犯罪や、拐取罪といった各論分野の研究も行っている。

城下 裕二
刑法Ⅰ，刑事法事例問題研究Ⅰ，エクスターンシップⅠ，エクスターンシップⅡ，フィールドワーク，研究論文
刑法：責任論・未遂犯論・罪数論・量刑論を中心に研究を行っている。最近では、医事刑法、特に終末期医療、精神医療および臓器移植をめぐる諸問題についても検討している。

曾野 裕夫
民事法事例問題研究Ⅱ，国際取引法
民法：契約法・国際商取引法を私的秩序形成における法の役割という視点から研究している。

中川晶比兒
経済法A・B，現代経済法A・B
経済法（独占禁止法の解釈・適用に関する理論的検討）、個人情報保護法、薬価規制の研究など。

中山 一郎
知的財産法A・B・C（臨時開講科目），現代知的財産法C・D
知的財産法：研究対象は，特許法を始めとする知的財産法です。解釈論のみならず，政策形成プロセスにも関心があります。また，実証的な分析を取り入れた研究についても模索しています。

西村 裕一
公法事例問題研究Ⅲ
憲法：日本憲法学説史を主たる研究対象としているが、最近では、天皇制についての研究も行っている。

野田 耕志
商法Ⅰ，商事事例問題研究Ⅱ，現代企業法Ⅰ
商法：主に会社法と金融商品取引法。企業情報開示制度，コーポレート・ガバナンス，証券取引規制。

林 誠司
民事事事例問題研究Ⅲ
民法：不法行為法。特にドイツ法を参考として，不法行為法の要件・効果に関する基礎理論とその現代的展開に関心を持って研究しています。

山木戸 勇一郎
民事事事例問題研究Ⅳ
民事訴訟法，民事執行法など

山下 竜一
環境法，公法事例問題研究Ⅱ
ドイツ環境法の研究から出発しましたが、最近は、日本の環境法、行政裁量論、行政効率性等に関心を持っています。

山本 哲生
商法Ⅲ，商事事例問題研究Ⅰ
商法：企業取引に関する法規制，企業組織に関する法規制。保険契約法。

B 実務家教員

朝倉 靖
民事実務演習B, 司法制度論
弁護士:平成8年弁護士登録。一般民事事件を中心として、企業法務、倒産事件、少年事件、家事事件、子どもの権利に関わる事件などを取り扱っています。

池田 茂徳
法曹倫理Ⅰ・Ⅱ
弁護士:平成4年弁護士登録。平成9年より自身の事務所を設立して現示に至る。一般民事・家事事件を中心として扱っているが、刑事事件も嫌いではない。特異分社は倒産法。

磯部 真士
刑事法事例問題研究Ⅲ, 刑事実務演習B
弁護士:平成12年検事任官,大阪,秋田,東京,さいたま各地検勤務,平成18年弁護士登録。弁護士登録後も,裁判員裁判を含む刑事事件を民事事件と共に広く取り扱う。

小林 俊彦
刑事実務演習A
検事:平成7年検事任官。東京・高松・那覇・横浜・札幌・岐阜・名古屋・さいたまの各地検,札幌・東京の各高検で勤務。殺人等の凶悪重大事件,大規模詐欺等の財政経済事件,密輸・密売等の薬物事件等,多数の捜査・公判を担当。

橋場 弘之
ローヤリング＝クリニックA・B
弁護士:平成4年登録。一般民事家事事件のほか、破産管財人・民事再生監督委員・会社更生管財人常置代理人・成年後見人・相続財産管理人の業務を多く担当し、医療事件(患者側)とADR(リーガル・コミュニケーション論)をライフワークとして取り組んでいます。週末はランと野球で汗を流しています。

【兼任教員】

A 研究者教員

会沢 恒
英米法, 比較法文化論
比較法・英米法: 懲罰的賠償と不法行為改革・民事司法。連邦制。アメリカ型法思考と「政策」。現代アメリカの「保守」。ニューヨーク州弁護士。

岩川 隆嗣
民法Ⅱ
民法: 民法: 契約法, 債権法, 担保法。とりわけ, 双務契約の牽連性に基づく担保的諸制度について, フランス法を主たる比較対象として研究している。

伊藤 一頼
国際法A
国際法: 現代の国際社会における法の役割について幅広く研究しています。特に、国際貿易と国際投資に関する国際法を専門としています。

伊藤 隼
民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ
民事訴訟法: 判決手続全般。特に多数当事者訴訟について研究している。

尾崎 一郎
現代法社会論
法社会学: 日本の都市の共同体における公共性と法との関わりについての研究。

加藤 智章
社会保障法A
社会保障法: 社会保険における強制加入, 保険者・被保険者関係, 財源論など, 社会保険の総論的検討を行いたいと考えています。

楡橋 明香
現代家族法
民法: 人格権に関わる諸問題

桑原 朝子
日本法史
日本法制史: 主に前近代の日本における法と文学の関係の研究

児矢野 マリ
国際法B
国際法, 国際環境法, 国際漁業法, 国際法の執行過程論

齊藤 正彰
憲法 I・II
憲法：憲法と国際法の関係など

嶋 拓哉
国際私法, 国際私法特論 (臨時開講科目)
国際私法：準拠法および国際民事手続法に関する研究全般。

徐 行
アジア法
中国法：司法制度・司法改革、台湾法：司法院大法官解釈

鈴木 一人
国際公共政策学
政治学：国際政治経済学、ヨーロッパ研究、科学技術政策、宇宙政策、原子力安全規制の研究、2013-15年国連安保理イラン制裁専門家パネルメンバー

空井 護
政治過程論
政治学：現代政治分析, デモクラシー論, 戦後日本政治史。

田中 啓之
租税法A・B
租税法・行政法：共同事業者課税、非営利団体会法、租税法総論、ドイツ法学

根本 尚徳
民事法事例問題研究 I
民法：差止請求権の基礎理論, 不法行為法

水野 浩二
ローマ法
西洋法学史、とくに中・近世学識法における訴訟手続。19世紀以降のドイツ・日本の民事訴訟法史。

宮脇 淳
政策分析
行政学：国・地方自治体の政策過程の研究を基本に、公的プロジェクト形成と行政マネジメントを実践・理論両面から検証し、政策創造に取り組んでいます。

森 悠一郎
現代法哲学
法哲学：「法とはいかなる内容であるべきか？」を探求する正義論の領域で、平等論、差別論、グローバルな正義について研究しています。

山崎 幹根
比較政府間関係論
北海道や沖縄を中心とした戦後日本の国土開発政策を研究してきました。近年はイギリスのスコットランドの動向を考察するとともに、現代日本の地方自治制度（改革）を比較研究の観点から検討しています。

山本 周平
民法Ⅲ
不法行為法。とりわけ、法学方法論の観点から見た不法行為責任の判断構造、ヨーロッパにおける不法行為法の動向。

吉田 広志
知的財産法C（臨時開講科目）
特許法を中心として、わが国の知的財産法制のあり方を研究しています。メーカーでの勤務経験や、弁理士としての経験を生かした「ユニークな研究」を目指しています。

B 実務家教員

伊藤 絢子
民法基礎ゼミ
弁護士：平成21年弁護士登録。民事事件、家事事件、刑事事件全般に渡る種々の事件を取り扱っています。

猪瀬 健太郎
民法基礎ゼミ
弁護士：平成21年北大法科大学院修了。平成23年弁護士登録。平成24年から3年間、留萌ひまわり基金法律事務所へ赴任した後、札幌にて独立開業。一般民事、家事、中小企業法務を中心に活動しています。

上村真太郎
民法ゼミ
弁護士：平成25年弁護士登録。民事事件、家事事件、刑事事件全般に渡って事件を取り扱っています。特に保険事故、相続財産管理人等の裁判所事案を多く取り扱っています。

牛島 武人
刑事実務演習C
裁判官：平成17年10月任官。東京、松江、小田原支部、裁判所職員総合研修所で勤務。現場では主に刑事事件と少年事件を担当。研修所では刑訴法、刑法の実務に関する講義等を担当。

大室 直也
民法基礎ゼミ
弁護士：平成27年弁護士登録。

小川 翔太郎
民法ゼミ
弁護士：平成26年弁護士登録。個人・法人、民事・刑事を問わず様々な分野の事件を取り扱っています。

小野寺優剛
民法ゼミ
弁護士：平成23年北大法学部卒業。平成25年北大法科大学院修了。平成26年弁護士登録。

清平 温子
民法法基礎ゼミ
弁護士：平成10年に北大法学部を卒業後、裁判所職員として勤務。平成24年北大法科大学院（3年課程）修了。平成25年弁護士登録。

後藤 雄則
民法法基礎ゼミ
弁護士：平成19年弁護士登録。平成22年9月に独立し、現在は民事事件を中心に企業関係、金融、労働、倒産事件を取り扱っています。

木場 知則
環境法特論
弁護士：平成16年弁護士登録。一般民事、家事、倒産処理、刑事事件等を取り扱っています。

齋藤健太郎
刑法法基礎ゼミ
弁護士：平成19年弁護士登録。一般民事・家事事件，中小企業法務を取り扱っています。 医療過誤，交通事故を得意分野としています。

酒井 将行
知的財産法C（臨時開講科目）
企業において研究開発業務に従事した後に，弁理士事務所にて実務経験を積んだ上で，情報通信分野における国内有数の研究所に転じ，知的財産担当の部長を務めている。AI や IoT などの先端技術への造詣が深い。

芝 雄亮
民法法ゼミ
弁護士：平成17年北大法学部卒業、平成20年弁護士登録。民事事件を中心に家事、破産、労働、刑事事件等を取り扱っています。

鷲見 圭一
民法法ゼミ
弁護士：平成18年北大法学部卒業。平成21年北大法科大学院（3年課程）修了。平成22年弁護士登録。

高橋 和征
労働法特論
弁護士：平成17年北大法学部卒業。平成19年弁護士登録。

綱森 史泰
公法実務演習
弁護士：平成16年弁護士登録。平成26年北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻修士課程修了。取扱分野は民事事件一般。

仲世古 善樹
刑事法基礎ゼミ
弁護士：富良野出身。銀行等勤務を経て平成19年弁護士登録。札幌総合法律事務所のパートナー弁護士。中小企業法務，倒産事件を多く扱っており，刑事事件も好きで力を入れています。

縄野 歩
民事法ゼミ
弁護士：平成10年北海道庁に入庁。道職員時代には政策研究大学院大学を修了し，修士号（政策研究）を取得。公務員経験を経て，北大法科大学院に進学し，平成23年に弁護士登録。

新川 生馬
法曹倫理Ⅱ
弁護士：平成8年弁護士登録。平成6年3月北海道大学法学研究科修士課程修了。平成元年～平成2年北海道銀行勤務。過去に、未修者基礎ゼミを担当。

韓 相郁
知的財産法C（臨時開講科目）
韓国弁護士：韓国有数の法律事務所である金・張法律事務所のパートナー弁護士。韓日の知的財産法を比較した実務的な観点から講義を行う。

増谷 康博
医療訴訟
弁護士：平成10年弁護士登録

松田 竜
企業法務
弁護士：平成 11 年弁護士登録。平成 16 年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。主に企業法務、金融法務を取り扱っています。

皆川 洋美
民事法ゼミ
弁護士：平成 19 年北大法学部卒業，平成 22 年北大法科大学院修了，旭川での司法修習を経て平成 23 年弁護士登録（札幌弁護士会）。 労働問題（過労死・ブラック企業関連）と家事関連問題を多く扱っています。

紋谷 崇俊
知的財産法 C（臨時開講科目）
大手渉外事務所において知的財産法関連の長年の実務経験を有する弁護士・弁理士である。また，米国のみならずドイツへの留学経験も有しており，欧米双方の事情にも通じているほか，経済産業省における法律立案業務も経験している。

山口 達哉
民事法ゼミ
弁護士：平成 17 年北大法学部卒業，同年弁護士登録（第一東京弁護士会），平成 27 年札幌弁護士会へ登録替え。企業法務、破産事件及び成年後見事件などの他一般民事事件を扱いつつ、ライフワーク的に少年事件に取り組んでおります。

山崎 昌彦
現代倒産・執行法 C
弁護士：平成 11 年弁護士登録。企業法務、企業倒産、企業内不正調査、債権回収業務を多く扱っております。

山田 幸司
民事法基礎ゼミ
弁護士：平成 22 年弁護士登録。

吉田 悟志
民事法基礎ゼミ
弁護士：平成 20 年弁護士登録。企業や個人からの依頼を受け、民事事件を中心に業務を行っています。

C 非常勤教員

大西楠・テア
ヨーロッパ法
専修大学法学部准教授。ドイツ法、移民法制、EUにおける人の自由移動を主な研究領域にしています。個人情報保護法制にも興味があり、最近EU一般データ保護規則の研究を始めました。

齋藤 哲志
ヨーロッパ法
フランス法・比較法：私法を中心とした日仏法比較。法源論、とくにフランス国内法源とヨーロッパ法源（EU法、欧州人権法）との相互関係

田村 善之
知的財産法C（臨時開講科目）
東京大学法学政治学研究科教授：知的財産法全般にわたる体系の構築と裁判例の研究。

長谷川 晃
現代法理論
法思考論、正義論、法概念論、〈法のクレオール〉論などに関心を持ち、最近はこれらの相互連関の上でさらに法伝統論にも興味が湧いています。

人見 剛
地方自治法
早稲田大学大学院法務研究科教授、元北海道大学法学研究科教授。主な研究領域は、行政行為論、地方自治法、日独行政法学史。

前田 健
知的財産法C（臨時開講科目）
バイオ系の修士を取得後に法科大学院に入学し、新司法試験にも合格しており、技術と法律の双方に通じた研究者として、特許法を始めとする知的財産法分野において多数の業績を発表している。

X. 各種の手続きについて

既修得単位認定申請書

平成 年 月 日

法科大学院長 殿

法学研究科 法律実務専攻 法科大学院の課程 1年次

学生番号 _____

氏 名 _____

現 住 所 _____

電 話 _____

私は、_____大学大学院_____研究科に_____年_____月から_____年_____月まで在籍（修了・中途退学）していました。ついては、法学研究科規程第22条に基づき、下記の授業科目について認定を受けたいので、審査くださるよう必要書類を添えて申請いたします。

記

本 学(認定申請科目)				修了又は中途退学した大学(既修得単位)			
プログラム	単位	開講期	担当教員	授業科目	単位	担当教員	授業内容
授 業 科 目							
計	単位			計	単位		

【申請時の注意事項】

1. 基礎プログラム及び深化プログラムについては、単位認定は行わない。
2. 法実務基礎プログラムについては、単位認定は原則として行わない。ただし、法情報学に相当する科目については、単位認定を行うこともある。
3. 単位の認定申請に際しては、修了・退学した大学院での既修得科目を本研究科規程に規定するいずれかの科目に対応させること。ただし、先端・発展プログラム及び学際プログラムについては、本学で開講していない科目についても申請を認めることがある。

(参考) 法科大学院入学前の既修得単位の認定要領

〔平成16年4月8日〕
教員会議決定

法学研究科規程第22条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本研究科法律実務専攻の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 認定の上限を30単位とする。
2. 3年課程入学者のみを対象とする。
3. 認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の第1学期の指定する日までに次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

平成19年 2月22日 一部改正

単位認定に対する異議申立て制度について

法科大学院では、定期試験を受験しながら、単位が認定されなかったみなさんを対象として、「単位認定に対する異議申立て制度」という制度を設けています。単位認定に対する、みなさんから見た透明性を確保するための措置です。

まず単位を取得できなかったことについて不服のあるみなさんは、シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と異なる評価方法によるものであることを、具体的事実を持って論証できる場合に、所定の書式で単位認定について照会することができます。照会に対する担当教員からの回答になお納得がいけない場合に、所定の書式で異議申立てをすることができます。照会と異議申立ての書式は学事担当に用意してあります。それぞれ所定の期間内に提出してください。後日、書面で回答がなされます。

なお、単位認定や成績評価とは別問題として、たとえば自分の答案の出来不出来について担当教員から講評を受けることは、これからの勉強を進めていくうえで極めて重要で、大いに参考となります（単に「単位が認定された」とか「認定されなかった」ということよりも、こちらの方が学習上はるかに重要でしょう）。教員によっては試験の講評を行ったり、オフィスアワーを用意しています。個別的な相談にも、時間の許す限り、快く応じてくれるはずです。疑問がある場合は遠慮なく質問し、それに基づいて、またしっかりと勉強してください。

(参考) 単位認定に対する異議申立てに関する申し合わせ

平成16年 9月30日
教員会議決定

1. 単位が認定されなかったことに不服を申し立てる制度として、単位認定に対する異議申立て制度を設ける。
2. 異議申立ては、シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と異なる評価方法によるものであることを、学生自身が具体的事実をもって、論証できる場合に限るものとする。
3. 前項の条件を満たす、単位認定について疑義のある学生は、当該単位認定について照会することができる。この照会は、法学研究科事務室窓口において、所定の書式を用いて行う。照会の受け付けの期間は、別途定める。
法学研究科事務担当はかかる照会を、当該授業担当教員に回付し、当該教員は回答を作成し、事務担当を通じて当該学生に通知する。
4. 前項の回答に疑義のある学生は単位認定に対する異議申立てを行うことができる。なお、前項の照会を経た後でなければ、異議申立てを行うことはできない。異議申立ては、法学研究科事務室窓口において、所定の書式を用いて行う。受け付けの期間については前項の回答とともに事務担当が告知する。
5. 異議申立てに対しては、教務委員会名で書面をもって回答する。

附 則

この申し合わせは、平成22年1月21日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成30年4月1日から適用する。

成績照会票（法学研究科法律実務専攻）

（学生記入欄）

所属		学生番号	氏名
学年	年	連絡先(電話)	
E-mail			
授業科目(講義題目)			
担当教員名			
(問い合わせ内容)			

(注)シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法について、学生が**具体的事実をもって**、論証できる場合に限りです。

例)授業中に、「この授業は期末テストの結果のみで、成績を認定する。期末テストで60点以上を『可』以上とする」と学生に告知されました。自分の期末テストの結果は63点でした。しかし、成績は「不可」になっています。

(注)上記以外の問い合わせは認められません。仮に上記以外の問い合わせをしたとしても、教員からの返事はありません。

～認められない例～

- × 「追加レポート・追試等を課して、その結果をもって合格にして欲しい」等のお願い。
- × シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法について**具体的事実がないにもかかわらず**、教員に成績の認定について再考を依頼するもの。
 - ・自分はすべての授業に出席しているのに、なぜ不可なのか。
 - ・授業中に積極的に発言したのに、なぜ不可なのか。

（教員記入欄）

教員氏名		日付け	
(回答内容)			

平成 年度 第1学期・第2学期 ※該当する学期に○をつけてください。

法科大学院開講授業科目の単位認定異議申立書

所 属	3年課程 / 2年課程		
学生番号		学年	年
氏 名			
連絡先（電話番号）	—	—	
E-mail アドレス			
科目・講義題目	科目名：		
	講義題目：		
担当教員氏名			
成績照会に対する担当教員の回答内容			
担当教員の回答内容に対する疑問の内容			

再試験について

下記のとおり再試験の申込みを受け付けますので、受験希望者は法学研究科・法学部学生担当窓口（学事担当）に申し出てください。

記

1. 受験資格

平成〇〇年度〇学期に当該科目を履修した者で、単位を取得できなかった者。ただし、次のいずれかの場合には受験資格を認めない。

(1) 平常点等が低すぎ、各科目所定の成績評価の基準・方法により再試験を受けても合格の可能性がないと授業担当教員が認めた場合。

(2) 定期試験を受験しなかった場合。

※上記(1)及び(2)の受験資格の制限は平成27年度以前入学者には適用しない。

※休学等により受験資格を失う場合があるので、詳細は要確認。

2. 受付期間

平成〇〇年〇月〇日()～〇日()まで(期間厳守)

※期間終了後は一切受付しないので注意すること。

申込手続きをしていない者が試験を受けても無効となる。

3. 実施科目

● ○○○ (○担当) ● ○○○ (○担当) ● ○○○ (○担当)

(参考)

実施時期

I 基礎プログラム

- i) 春学期科目(憲法Ⅰ, 民法Ⅰ, 刑法Ⅰ): 前期定期試験期間(8月)。
- ii) 夏学期科目(憲法Ⅱ, 民法Ⅱ, 商法Ⅰ, 刑法Ⅱ): 後期定期試験期間(2月)。
- iii) 秋学期科目(行政法Ⅰ, 民法Ⅲ, 商法Ⅱ, 民訴Ⅰ, 刑訴Ⅰ): (ii)と同じく、後期定期試験期間(2月)。
- iv) 冬学期科目(行政法Ⅱ, 民法Ⅳ, 商法Ⅲ, 民訴Ⅱ, 刑訴Ⅱ): 次年度の前期定期試験期間(8月)。

II 深化プログラム

- i) 1学期科目(公法事例問題研究Ⅰ・Ⅲ, 民事法事例問題研究Ⅰ・Ⅱ, Ⅳ, 商事法事例問題研究Ⅰ, 刑事法事例問題研究Ⅰ・Ⅱ): 後期定期試験期間(2月)。
- ii) 2学期科目(公法事例問題研究Ⅱ, 民事法事例問題研究Ⅲ, 商事法事例問題

研究Ⅱ，刑事法事例問題研究Ⅲ）：前期定期試験期間（8月）。

Ⅱ 法曹倫理Ⅰ，法曹倫理Ⅱ，民事実務演習A，民事実務演習B，刑事実務演習A，
刑事実務演習B，刑事実務演習C：後期定期試験期間（2月）。

Ⅲ 公法実務演習（平成29年度以降の入学者のみが再試験の対象）：前期定期試験期
間（8月）。

（参考） 再試験に関する申し合わせ

〔平成16年7月22日〕
教員会議決定

1. 基礎プログラムに属する科目（民事法基礎ゼミを除く）並びに深化プログラム
に属する科目，法曹倫理Ⅰ，法曹倫理Ⅱ，民事実務演習A，民事実務演習B，刑事実
務演習A，刑事実務演習B，刑事実務演習C及び公法実務演習については再試験を
行う。

ただし，法律実務専攻の実行教育課程表に規定されていない臨時に開講した科目
については再試験を行わない。

2. 再試験の成績判定は，可又は不可とする。

3. 再試験の追試験は行わない。

平成25年 1月17日 一部改正

平成29年 2月10日 一部改正

ただし，平成29年3月31日に法科大学院の課程に在学する者については，改正
後の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。

平成30年11月15日 一部改正

ただし，平成31年3月31日に法科大学院の課程に在学する者については，改正
後の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。

【注意】 再試験における休学者の取扱いについて

再試験を申し込んだ者が，再試験実施時期に休学をしている場合，その者は再試
験を受験することができない。

また，その者が当該科目の単位取得をするためには，その科目を再履修しなけれ
ばならない。

定期試験を受験できなかった者の手続きについて

下記のような、やむを得ない事情から定期試験を受験できなかった者は、必要書類を添えて、期日までに学生担当窓口（学事担当）に申し出ること。申請した者に対しては、教務委員会による審査の後、追試験等の措置が取られることがある。

申請対象となる事情

疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情

申請書の提出期限

当該科目試験日の翌日の正午まで（期限厳守）

※ただし、病状等の諸般の事情により、申請書の提出期限については若干の猶予を与えることもありうるので、そのような事情がある場合には学生担当窓口（学事担当）に相談すること。

必要書類

①定期試験欠席届（学生担当窓口で配付）

②欠席理由を証明する書類等（例示）

疾病については診断書、忌引きについては葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの、交通遅延については当該交通機関が発行した遅延証明書。

記入上の注意

- ・黒か青のボールペンで記入すること。鉛筆書きは不可。
- ・電話番号：緊急連絡が確実に受けられる電話番号を書くこと。
- ・教員名：同一姓の教員がいるので、フルネームで書くこと。
- ・欠席理由：できるだけ具体的に書くこと。

法科大学院定期試験欠席届

黒または青のボールペンで記入すること（鉛筆書き不可）

平成 年 月 日

学生番号 _____ 年課程 _____ 年次

氏名 _____

自宅電話 _____ ー _____ ー 携帯電話 _____ ー _____ ー

※緊急連絡が確実にとれる電話番号を書くこと。

下記理由により定期試験を欠席しました（欠席します）ので届け出ます。

記

	試験日・講 時	科 目 名	担 当 教 員
1	月 日 () 講時		
2	月 日 () 講時		
3	月 日 () 講時		
4	月 日 () 講時		
5	月 日 () 講時		

欠席理由（できるだけ具体的に）

欠席理由を証明する書類等を添付すること。

<添付書類例>

疾 病：病院等が発行した診断書

忌 引：葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの

交通遅延：各交通機関が発行した遅延証明書

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ

〔平成29年3月2日
研究科教授会決定〕

法律実務専攻（法科大学院）の学生について、法学研究科規程（以下「規程」という。）第25条第1項及び第2項に定める進級要件については、次のとおりとする。

- 1 進級要件に活用するため、法科大学院グレードポイントアベレージ（以下「法科大学院GPA」という。）制度を導入する。法科大学院GPAとは、法科大学院に在学中の全期間に履修した科目の5段階の科目成績を4.0から0までの数値（グレードポイント。以下「GP」という。）に置き換えて算出する1単位あたりの科目成績平均値をいう。
 - 2 法学未修者（3年課程）に対しては、規程第25条第1項に規定する要件のほか、法科大学院GPA及び共通到達度確認試験の結果により2年次進級の可否を判定する。具体的な要件は次のとおりとする。
 - （1）基礎プログラム（基礎ゼミを含む）のGPAが1.6以上の学生は、2年次への進級を認めるが、共通到達度確認試験が不良である場合には、個別指導と経過観察を行う。
 - （2）基礎プログラムのGPAが1.3未満の学生は、共通到達度確認試験の結果が良好でも、2年次に進級させない。
 - （3）基礎プログラムのGPAが1.3以上1.6未満の学生は、GPAと共通到達度確認試験の結果を相関的に考慮し、進級の可否を決定する。具体的な進級要件は、次のような形で定める。

GPA 1.3以上1.4未満：共通到達度確認試験の結果が全国平均以上。
GPA 1.4以上1.5未満：全国の上位6割以上。
GPA 1.5以上1.6未満：全国の上位7割以上。

また、3年次の進級要件は、規程第25条第2項に規定する要件のほか、法科大学院GPAが1.3以上であることとする。
- 法学既修者（2年課程）に対しては、規程第25条第1項に規定する要件のほか、法科大学院GPAが1.3以上であることを2年次進級要件とする。
- 3 法科大学院GPAは、以下の計算式によって算定し、算定された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

法科大学院GPA =
〔（科目で得た各GP）×（当該GPの算定対象科目の単位数）の総和〕
÷ 履修した算定対象科目の合計単位数
- 4 成績の評価に対するGPは、次のとおりとする。

秀 = 4.0 優 = 3.0 良 = 2.0 可 = 1.0 不可 = 0

5 法科大学院GPAは次の科目を除いた法律実務専攻で開講されている基礎プログラム及び深化プログラムの科目を対象とする。

(1) 民法法基礎ゼミ

(2) 法律実務専攻の実行教育課程表に規定されていない臨時に開講した科目
また、本申し合わせ第3項に定める算定対象科目とは、進級判定時の年次に履修した算定対象科目のみならず、法律実務専攻在学中に履修した全ての算定対象科目を指す。ただし、「不可」の評価を得て再履修した場合、及び本申し合わせ第8項により再履修をした場合については、再履修前の当該科目は算定対象科目から除く。

6 法学研究科規程第21条第2項の規定により法科大学院の課程の修得すべき単位の一部とみなされた科目並びに第21条の2第1項及び第22条第1項により法律実務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなされた科目については、法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でいずれの教育プログラム区分に該当するかを指定の上、当該科目が法科大学院GPAの対象科目に該当しているか否かを判定する。

7 他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目については、法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でいずれの教育プログラム区分に該当するかを指定していないことから、法科大学院GPA算定の対象としない。

8 進級要件を満たさなかった場合に限り、進級判定時の年次に履修した法科大学院GPAの対象科目のうち、「可」の評価を得た科目は再履修することができる。なお、過去に「可」の評価を得ている科目の再履修は、法律実務専攻開講科目に対してのみ可能とする。

9 共通到達度確認試験については、次のとおり取り扱う。

(1) 共通到達度確認試験は、必置措置であることに鑑み、在籍する法学未修者(3年課程)1年次の学生全員が受験するものとする。

(2) 何らかの事情により本試験を受験できなかった者に対しては、1回に限り当該年度内に追試験を行う。なお、追試験の申請方法については別に周知する。

(3) 留年した者は、共通到達度試験を再度受験するか否かを選択することができる。共通到達度試験を複数回受験した留年者の進級判定には、最も良い回の成績を用いる。

附 則

この申し合わせは、平成29年度入学者から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成31年度入学者から適用する。

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における法学既修者（2年課程）の条件つき合格者に対する申し合わせ

〔令和元年2月13日〕
教員会議決定

法律実務専攻（法科大学院）の学生にかかる進級要件について、平成29年3月2日研究科教授会決定「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」に定めるが、法学既修者（2年課程）に条件付きで合格した者については、次のとおりとする。

1 法律実務専攻（法科大学院）入学者選考試験の法学既修者（2年課程）に条件付きで合格し、単位認定試験の結果、不合格となった（法学既修者認定の対象とならなかった）科目がある場合、2年課程に入学後、3年課程1年次対象の当該科目を履修しなければならない。

2 当該学生においては、履修すべき3年課程1年次対象の基礎プログラム科目の内、単位修得できなかった単位数が合計4単位以内であり、かつ、法学研究科規程第25条第1項に規定する要件を満たし、法科大学院GPAが1.3以上であることを2年次進級要件とする。但し、同規程第25条第1項に規定する単位数及び法科大学院GPAには、当該基礎プログラム科目を含まないものとする。

3 法科大学院GPAは、平成29年3月2日研究科教授会決定「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」に定めるものとする。

4 当該学生の修了要件は、履修すべき3年課程1年次対象の基礎プログラム科目の全ての単位を修得すること、および、64単位以上（基礎プログラム科目を除く）を修得することとする。

法学研究科規程第20条第4項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し
合わせ

〔平成17年2月17日〕
〔教員会議決定〕

法律実務専攻の学生について、法学研究科規程第20条第4項の規定により他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（以下「共通授業科目」という。）を指定して履修させ法科大学院の課程の単位とする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 他の研究科，学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を履修し，法科大学院の課程の修了要件の単位とする場合，30単位を超えないものとする。
- 2 前項の規定により修得した単位については，法学研究科規程第21条第2項，第21条の2第2項及び第22条第2項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 法学研究科規程第20条第2項の規定する法学既修者は，この申し合わせにかかわらず，法学研究科規程第20条第4項の規定の適用はないものとする。
- 4 この申し合わせは，平成16年度入学者から適用する。

平成18年2月23日 一部改正

XI. 規 程 関 係

1. 北海道大学大学院通則

昭和29年3月17日
海大達第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）

第2条 大学院に、研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き、各研究科，学院及び教育部にそれぞれ専攻を置く。

2 前項に規定する研究科，学院及び教育部並びにそれぞれに置かれる専攻は、次のとおりとする。

法学研究科

法学政治学専攻

法律実務専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻

海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻

地球圏科学専攻

生物圏科学専攻

環境物質科学専攻

理学院

数学専攻

物性物理学専攻

宇宙理学専攻

自然史科学専攻

農学院

農学専攻

生命科学院

生命科学専攻

臨床薬学専攻
ソフトマター専攻
教育学院
教育学専攻
国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア・観光学専攻
保健科学院
保健科学専攻
工学院
応用物理学専攻
材料科学専攻
機械宇宙工学専攻
人間機械システムデザイン専攻
エネルギー環境システム専攻
量子理工学専攻
環境フィールド工学専攻
北方圏環境政策工学専攻
建築都市空間デザイン専攻
空間性能システム専攻
環境創生工学専攻
環境循環システム専攻
共同資源工学専攻
総合化学院
総合化学専攻
経済学院
現代経済経営専攻
会計情報専攻
医学院
医科学専攻
医学専攻
歯学院
口腔医学専攻
獣医学院
獣医学専攻
医理工学院
医理工学専攻
国際感染症学院

感染症学専攻
国際食資源学院
国際食資源学専攻
文学院
人文学専攻
人間科学専攻
情報科学院
情報科学専攻
公共政策学教育部
公共政策学専攻

3 第1項に規定する研究院及び研究部は、次のとおりとする。

水産科学研究院
地球環境科学研究院
理学研究院
薬学研究院
農学研究院
先端生命科学研究院
教育学研究院
メディア・コミュニケーション研究院
保健科学研究院
工学研究院
経済学研究院
医学研究院
歯学研究院
獣医学研究院
文学研究院
情報科学研究院
公共政策学連携研究部

(課程)

第3条 各研究科及び学院の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科法律実務専攻及び経済学院会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、工学院共同資源工学専攻及び医学院医科学専攻は修士課程とする。

2 前条第2項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は、専門職学位課程とする。

3 第1項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は、専門職大学院（学校教育法第99条第2項の専門職大学院をいう。

以下同じ。)とする。

4 第1項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。)とし、当該専攻は法科大学院とする。

5 前条第2項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は、共同教育課程(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第31条第1項に規定する共同教育課程をいう。)とし、当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第3条の2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 法科大学院の課程は、専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。

(標準修業年限等)

第4条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、研究科又は学院の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

4 博士課程(生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。)は、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 前項の前期2年の課程は修士課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

6 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

- 7 前項本文の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、専門職学位課程の置かれる研究科、学院及び教育部（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 8 修士課程にあつては4年（第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限の2倍に相当する年数）、博士後期課程にあつては6年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては8年、専門職学位課程にあつては4年（前項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。ただし、法科大学院の課程にあつては、6年を超えて在学することができない。

（長期履修）

第4条の2 研究科（法科大学院を除く。）、学院及び教育部において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限（前条第3項及び第7項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 4年以内
- (2) 博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程 6年以内
- (3) 専門職学位課程 4年以内

3 第1項の規定により長期履修を認められた者のうち、修士課程及び専門職学位課程の学生にあつては、前条第8項本文の規定にかかわらず、長期履修を認められた期間に2年を加えた期間を超えて在学することができない。

4 前3項に規定するもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（学期）

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 研究科等において必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。
- 3 研究科等において必要と認めるときは、第1項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 前項の春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、研究科等において別に定める。
- 3 臨時の休業日は、その都度総長が定める。
- 4 研究科等において必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第8条 研究科等の収容定員は、別表のとおりとする。

第2章 入学、再入学、転学、転科、転専攻及び留学

(入学の時期)

第9条 入学、再入学、転学、転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。）及び転専攻の時期は、毎年4月とする。ただし、研究科等が必要と認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの

- 又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第5号において同じ。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
 - (10) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」とい

う。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第22条第2項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの第11条 生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学（医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。）若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履

修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 入学、再入学、転学、転科及び転専攻を志願する者は、当該研究科等の定める願書その他指定する書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

(再入学及び転学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が再入学又は転学を許可することがある。

(1) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2) 他の大学の大学院又は国際連合大学の課程に在学する者で所属の研究科等の長又は大学長の許可書を添え本学の大学院に転学を志願する者

(転科及び転専攻)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上転科又は転専攻を許可することがある。

(1) 本学大学院に在学する者で課程の中途において当該研究科等の長の許可書を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者

(2) 本学大学院に在学する者で課程の中途において指導教員の許可書を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者

(再入学等における既修得単位等)

第13条の3 前2条の規定により、再入学、転学、転科又は転専攻を許可された者の本学、他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目、単位及び在学期間は、その一部又は全部を当該研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)の議を経て通算することができる。

(留学)

第14条 学生が、第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に、又は同条第4項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは、研究科等の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、修業年限に算入する。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 学生が病気その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、当該研究科等の長に提出し、その許可

を得て、当該学年の終りまで休学することができる。

第16条 病気その他の事由により、修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

(復学)

第17条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第17条の2 修士課程にあつては2年(第4条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限と同一の期間)、博士後期課程にあつては3年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては4年、専門職学位課程にあつては2年(第4条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限と同一の期間)を超えて休学することができない。ただし、法科大学院の課程にあつては、3年を超えて休学することができない。

(休学期間の取扱い)

第18条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第19条 学生が病気その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第4条第8項及び第4条の2第3項に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第28条の2第5項、第7項又は第8項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(復籍)

第20条の2 前条第4号に該当し除籍となつた者から当該除籍の事由となつた授業料を納付して復籍の願い出があつたときは、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が復籍する。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教育課程、授業科目、修了要件及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第21条 大学院(専門職大学院を除く。以下この条、第22条第5項、第39条及び第

42条第1項において同じ。)は、当該大学院、研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第21条の2 専門職大学院は、第3条の2第3項及び第4項に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえ、必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

4 専門職大学院においては、その目的を達し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

5 専門職大学院においては、第21条の8第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(教育課程連携協議会)

第21条の3 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第21条の4 大学院に、文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された次の学位プログラム(次項において「リーディングプログラム」という。)を置く。

One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

2 リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(インテグレイテッドサイエンスプログラム)

第21条の5 大学院に、第47条に規定する外国人留学生のための教育プログラムとして、インテグレイテッドサイエンスプログラムを置く。

2 インテグレイテッドサイエンスプログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(卓越大学院プログラム)

第21条の6 大学院に、文部科学省が所管する卓越大学院プログラムにより採択された次の学位プログラム(次項において「卓越大学院プログラム」という。)を置く。

One Healthフロンティア卓越大学院プログラム

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(教育課程の編成方法)

第21条の7 研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は、各研究科等の定めるところによる。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、修了論文、修了研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第21条の8 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(大学院共通授業科目)

第21条の9 大学院に、第21条の7第1項に定める授業科目のほか、複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

2 共通授業科目のうち別に定める科目は、第21条の7第1項に定める授業科目とすることができる。

3 研究科等において、教育上有益と認めるときは、当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

4 前項に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(単位の授与)

第21条の10 研究科等は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条の7第3項の授業科目については、研究科（専門職大学院を除く。以下同じ。）又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業方法等の明示)

第21条の11 研究科及び学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科及び学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条の12 研究科及び学院は、当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程（工学院共同資源工学専攻、医学院医科学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連す

る分野の基礎的素養であって当該修士課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該修士課程において修得すべきものについての審査

3 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は，大学院に5年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し，所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に3年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，前項中「5年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて，前項の規定を適用する。

5 前2項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては，2年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に1年（大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第3条第1項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし，大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては，3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第23条 生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は，大学院に4年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格する

こととする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職大学院を置く研究科等は、第24条の3第1項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲において、当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、94単位以上を修得することとする。

（専門職大学院における授業方法等の明示等）

第23条の3 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程に在学する学生（以下この条において「専門職学位課程学生」という。）に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院を置く研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 専門職大学院を置く研究科等は、当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、専門職学位課程学生が1年間又は1学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

（他の研究科等における授業科目の履修）

第23条の4 研究科等において、教育上有益と認めるときは、所定の手続きを経て、他の専攻若しくは他の研究科等の専攻の授業科目又は学部の授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第 号）に定める専門横断科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

2 前項の規定による手続その他の取扱いについては、各研究科等の定めるところによる。

（博士論文の試験）

第23条の5 第22条第3項及び第5項並びに第23条の試験は、論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の提出期日)

第23条の6 学位論文の提出期日は、各研究科又は学院の定めるところによる。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第24条 研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定の実施に当たっては、当該他の大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程、第4条第4項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつてはそれぞれ10単位を、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項に規定する単位数の2分の1(法科大学院の課程にあつては30単位)を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第4条第4項の博士課程にあつては、修士課程及び博士後期課程を通算して10単位を超えないものとする。

4 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、学生が、他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項本文の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程、第4条第4項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては10単位、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項に規定する単位の2分の1(法科大学院の課程にあつては30単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条の3 研究科等において教育上有益と認めるときは、新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が、本学大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本学大学院に入学した後の当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。ただし、専門職学位課程にあっては、第24条第3項本文及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて第23条の2第1項に規定する単位の2分の1（法科大学院の課程にあっては30単位）を超えないものとする。

（法科大学院における在学期間等の取扱い）

第24条の4 法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第23条の2第3項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲において、当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項本文、第24条の2第2項及び前条第2項ただし書の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第4条第8項ただし書の規定にかかわらず、同条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

4 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第17条の2ただし書の規定にかかわらず、第4条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

（外国の大学との共同研究指導プログラム）

第24条の5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し、当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第5章 学位授与

（学位）

第25条 研究科等において所定の課程を修了した者に対し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについて、試験及び試問の方法により確認された者に対し、博士の学位を授与する。ただし、総長が別に定めるところにより、試問を免除し、又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。
- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)の定めるところによる。

第6章 懲戒

(懲戒)

第26条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該研究科等の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは、当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第26条の2 停学期間は、在学期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第27条 入学又は転入学を志望する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第28条 入学料は、入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし、次条第1項の規定により入学料の免除又は同条第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は、この限りでない。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

第28条の2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 第1項の規定により入学料の免除又は前項若しくは第6項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除若しくは徴収の猶予が許可され、又は不許可とされるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 4 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しな

ればならない。

- 5 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 前項の規定により入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。
- 7 前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、徴収の猶予の許可又は不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 8 第3項の規定により入学料の徴収を猶予された者及び第5項又は前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請し、その許可を告知された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第29条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文の規定による納付の時期を延期することができる。

- 2 納付期限は、別にこれを定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(学年の途中で修了する者の授業料)

第29条の2 特別の事情により、学年の途中で課程を修了する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学年の途中で課程を修了する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(長期履修者の授業料)

- 第29条の3 第4条の2の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合の授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認められたときに納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、長期履修を認められた者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(退学者等の授業料)

- 第30条 前期又は後期中途において退学し、又は退学を命ぜられ若しくは除籍された場合においては、別に定める場合を除き、これらの場合のいずれかに該当することとなった日の属する期に係る授業料を納付しなければならない。
- 2 停学を命ぜられた期間中であっても、当該期間分の授業料を納付しなければならない。

(休学者の授業料)

- 第31条 前期又は後期の全期間を通じて休学するときは、その期分の授業料を免除する。
- 2 前期又は後期の期間の全部又は一部の期間を休学する場合の授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学により授業料を免除された者が前期又は後期中途において復学した場合には、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額に復学した日の属する月から当該前期又は後期の末日までの月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を乗じて得た額を、復学した日の属する月に納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

- 第32条 経済的事由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、

授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

- 2 前項により、授業料の免除の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、事由を具して当該研究科等の長を経て総長に許可を願い出なければならない。
- 3 授業料の免除を許可する者は、各期ごとに定める。
- 4 第2項の規定により授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、授業料の全部若しくは一部の免除が許可され、又は不許可とされるまでの間は、授業料の徴収を猶予する。
- 5 授業料の免除を申請した者が、免除の不許可又は一部免除の許可を告知されたときは、所定の期日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 6 授業料の免除の許可若しくは第4項の規定による徴収の猶予（以下この項において「許可等」という。）を受けている学生の当該許可等を受けることとなった事由が消滅したときは、当該許可等を取り消すものとし、当該学生は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第33条 本学大学院における検定料及び入学料の額並びに授業料の年額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 30,000円
 - (2) 入学料 282,000円
 - (3) 授業料の年額 535,800円（法科大学院の課程にあつては804,000円）
- 2 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、出願書類による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額は、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

（検定料等の還付）

第34条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 法科大学院の課程に係る入学者選抜において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となった場合 前条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額
- (2) 前期に係る授業料を納付したときに後期に係る授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに後期の全期間を通じて休学を願い出た場合又は退学し若しくは退学を命ぜられた場合 後期に係る授業料に相当する額

- (3) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第8章 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及び研究生
(聴講生)

第35条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生の受入れについては、北海道大学聴講生規程（平成7年海大達第21号）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第36条 本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、研究科等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 2 高等教育推進機構（以下この項及び次条第2項において「機構」という。）において特定の大学院共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする本学大学院の学生以外の者がある場合は、機構において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、科目等履修生として許可することができる。

- 3 科目等履修生の受入れについては、北海道大学科目等履修生規程（平成5年海大達第32号）の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第37条 本学の大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科等において、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前項の規定によるもののほか、Hokkaidoユニバーサルキャンパス・イニシアチブにおいて実施するHokkaidoサマー・インスティテュートに係る共通授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、機構において、特別聴講学生として許可することができる。この場合において、外国の大学の大学院の学生に係る許可については、当該外国の大学との協議に基づかないことができるものとする。

(特別聴講学生の検定料等)

第38条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生に係る授業料は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程（昭和53年海大達第15号。以下「検定料等規程」という。）の定めるところによる。

- 3 特別聴講学生に係る授業料は、1単位ごとにこれを納付しなければならない。

ただし、特別聴講学生が北海道大学における特別聴講学生及び特別研究学生に係る授業料等の不徴収に関する規程（平成16年海大達第267号。第40条において「不徴収規程」という。）に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

（特別研究学生）

第39条 本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、研究科、学院、研究院、連携研究部又は研究所等において、特別研究学生として許可することができる。

（特別研究学生の検定料等）

第40条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、検定料等規程の定めるところによる。ただし、特別研究学生が不徴収規程に基づく学生であるときは、授業料を徴収しない。

（特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の還付）

第41条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る既納の授業料は、これを還付しない。

（研究生）

第42条 本学の大学院又は研究所等において特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、研究科、研究院、連携研究部又は研究所等において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、研究生として許可することができる。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

第9章 外国人留学生

第43条 削除

第44条 削除

第45条 削除

第46条 削除

（外国人留学生）

第47条 外国人で第10条又は第11条の規定により、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、外国人留学生（以下「留学生」という。）として、総長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可する留学生が、本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定又はその附属書において、検定料、入学料及び授業料が相互に不徴収とされているときは、これらを徴収しない。

3 前項に規定する場合のほか、第1項の規定により入学を許可する留学生について、総長が特に必要と認めた場合には、検定料、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

4 第1項の留学生は、定員外とすることができる。

第48条 留学生については、この章で定めるもののほか、この通則の定めるところ

による。

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第49条 総長は、学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(略)

附 則 (令和2年4月1日海大達第 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

研究科等	専攻	入学定員			収容定員		
		修士課程	博士後 期課程 又は博 士課程	専門職 学位課 程	修士課程	博士後 期課程 又は博 士課程	専門職 学位課 程
法学研究科	法学政治学専攻	20	15		40	45	
	法律実務専攻			50			150
	計	20	15	50	40	45	150
水産科学院	海洋生物資源科学専攻	55	9		110	27	
	海洋応用生命科学専攻	59	10		118	30	
	計	114	19		228	57	
環境科学院	環境起学専攻	44	15		88	45	
	地球圏科学専攻	35	14		70	42	
	生物圏科学専攻	52	23		104	69	
	環境物質科学専攻	28	11		56	33	
	計	159	63		318	189	
理学院	数学専攻	46	17		92	51	
	物性物理学専攻	24	10		48	30	
	宇宙理学専攻	20	9		40	27	
	自然史科学専攻	39	20		78	60	
	計	129	56		258	168	
農学院	農学専攻	142	36		284	108	
生命科学院	生命科学専攻	116	38		232	114	
	臨床薬学専攻		6			24	

	ソフトマター専攻	16	6		32	18
	計	132	50		264	156
教育学院	教育学専攻	45	21		90	63
国際広報メディア・観光学院	国際広報メディア・観光学専攻	47	12		94	36
保健科学院	保健科学専攻	40	10		80	30
工学院	応用物理学専攻	33	9		66	27
	材料科学専攻	39	7		78	21
	機械宇宙工学専攻	27	5		54	15
	人間機械システムデザイン専攻	26	5		52	15
	エネルギー環境システム専攻	26	5		52	15
	量子理工学専攻	20	5		40	15
	環境フィールド工学専攻	24	6		48	18
	北方圏環境政策工学専攻	26	7		52	21
	建築都市空間デザイン専攻	22	5		44	15
	空間性能システム専攻	27	5		54	15
	環境創生工学専攻	28	5		56	15
	環境循環システム専攻	18	5		36	15
	共同資源工学専攻	(20)			(40)	
	計	10			20	
		(336)			(672)	
	326	69		652	207	
総合化学院	総合化学専攻	129	38		258	114
経済学院	現代経済経営専攻	35	8		70	24
	会計情報専攻			20		40
	計	35	8	20	70	24
医学院	医科学専攻	20			40	
	医学専攻		90			360
	計	20	90		40	360
歯学院	口腔医学専攻		40			160
獣医学院	獣医学専攻		16			64
医理工学院	医理工学専攻	12	5		24	15
国際感染症学院	感染症学専攻		12			48
国際食資源学院	国際食資源学専攻	15			30	
文学院	人文学専攻	71	28		142	84
	人間科学専攻	19	7		38	21

	計	90	35		180	105	
情報科学院	情報科学専攻	179	43		358	129	
公共政策学教育部	公共政策学専攻			30			60
総計		(1,642)	643	100	(3,284)	2,093	250
		1,632			3,264		

備考

()書きの数字は、工学院共同資源工学専攻における九州大学の定員を含んだ数である。

2. 北海道大学大学院法学研究科規程

〔昭和50年5月21日〕
〔海大第17号〕

第1章 総則

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第24条第4項の規定に基づき、法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2 本研究科は、法学及び政治学の最先端の研究を推進するとともに、多角的な研究によって得られた知見に基づき、高等教育、企業法務、ジャーナリズム等の広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人、及び、高度な法律知識、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを目的とする。

第1章の2 専攻及び課程

第1条の3 本研究科に、次の専攻を置く。

法学政治学専攻

法律実務専攻

第2条 法学政治学専攻の課程は、博士課程とする。

2 法律実務専攻の課程は、法科大学院の課程とし、同専攻を法科大学院とする。

第2章 入学、再入学、転学及び転科

第3条 本研究科に入学できる者は、北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）第3条第1項に規定する法科大学院の課程にあっては通則第10条第1項各号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する修士課程（以下「修士課程」という。）にあっては通則第10条第1項第1号から第8号まで及び第10号のいずれかに、通則第4条第5項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあっては通則第10条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項に規定する者のうち、本研究科の行う選考に合格した者については、教授会（法律実務専攻にあっては、法科大学院教員会議。次条及び第4条の2において同じ。）の議を経て、総長が入学を許可する。

第4条 通則第13条各号に該当する者が本研究科に再入学又は転学を願い出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、総長がこれを許可することがある。

第4条の2 通則第13条の2第1号に該当する者が本研究科に転科を願い出た場合は、選考の上、教授会の議を経て、研究科長がこれを許可することがある。

第3章 法学政治学専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第5条 法学政治学専攻の授業科目及び単位は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に掲げるもののほか、教授会が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

第5条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

第6条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、本研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、本研究科の他の専攻、北海道大学（第10条及び第22条において「本学」という。）の大学院の研究科、他の学院若しくは教育部の専攻の授業科目又は学部 of 授業科目若しくは北海道大学専門横断科目規程（平成31年海大達第〇号）に定める専門横断科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（次条第4項及び第20条第4項において「共通授業科目」という。）を指定して履修させ、修士課程の単位とすることができる。

第7条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修士課程において36単位以上、博士後期課程において20単位以上をそれぞれ修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 法学政治学専攻の指導教員が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、共通授業科目を指定して履修させ、博士課程の単位とすることができる。

第8条 法学政治学専攻において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関し通則第4条の2に定めるもののほか、法学政治学専攻において必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

第9条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、10単位を超えない範囲において、第6条第1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

3 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第9条の2 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、法学政治学専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項

の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。

第10条 法学政治学専攻において、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、本研究科に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士後期課程を通じて10単位を超えない範囲において、第6条第1項又は第7条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

第11条 授業科目の単位を修得するには、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格しなければならない。

第12条 授業科目の試験、修士論文及び特定の課題についての研究の成果の成績は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。ただし、必要な授業科目にあつては優の上に秀の成績を加え合格とすることができる。

第13条 修士論文及び博士論文並びに特定の課題についての研究の成果は、本研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第2節 課程修了の認定

第14条 修士課程及び博士課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、教授会の議を経て、総長がこれを認定する。

第3節 特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

第15条 法学政治学専攻において、特定の授業科目を履修し、単位を取得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生は、学期又は学年ごとに許可する。

3 第1項の単位の修得については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条 法学政治学専攻において、研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第17条 削除

第18条 通則第47条の規定による外国人留学生の入学については、教授会の議を経て、総長がこれを許可することがある。

第4章 法律実務専攻

第1節 授業科目、修了要件、履修方法及び試験

第19条 法律実務専攻の授業科目及び単位は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に掲げるもののほか、法科大学院教員会議が必要と認めるときは、臨時の授業科目を設けることができる。

第19条の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

第20条 法科大学院の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、94単位以上を修得することとする。

2 法律実務専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると法科大学院教員会議が認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、前項に規定する在学期間については1年間在学し、同項に規定する修了要件単位については、30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなす単位数は、次条第2項、第21条の2第1項及び第22条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

4 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を指定して履修させ、法科大学院の課程の単位とすることができる。

第21条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、30単位を超えない範囲において、前条第1項の規定により修得すべき単位の一部とみなすことができる。

第21条の2 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、法律実務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第22条 法律実務専攻において、教育上有益と認めるときは、法科大学院教員会議の議を経て、新たに本研究科に入学した学生が、本研究科に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位

(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、法律実務専攻において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲において、第20条第1項の規定により修得すべき単位の一部とすることができる。

第23条 法律実務専攻において、履修登録することができる授業科目の単位数は、原則として第1年次及び第2年次において各36単位以内、第3年次においては44単位以内とする。ただし、法学既修者にあつては、原則として第1年次に36単位以内、第2年次に44単位以内とする。

第24条 授業科目の単位の修得及び試験の成績については、第11条及び第12条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、秀、優、良、可及び不可の評価によらずに、合格及び不合格の判定により評価することができる。

第25条 法律実務専攻において、1年以上在学し28単位以上を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、これを第2年次に進級させる。

2 第2年次に進級後1年以上在学し第1年次及び第2年次を通じて56単位以上(別表第2に掲げる基礎プログラムの区分に係る授業科目のうちから28単位以上を含む。)を修得し、かつ本研究科が別に定める要件を満たした者は、法学既修者を除き、これを第3年次に進級させる。

第2節 課程修了の認定

第26条 法科大学院の課程の修了は、当該課程の修了要件を満たした者について、法科大学院教員会議の議を経て、総長がこれを認定する。

(略)

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に本学大学院に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1 (第 5 条関係)

法学政治学専攻

修士課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
○司法制度論	2	○行政法学特殊演習	[2]
○行政訴訟論	2	○行政法学特殊講義	[2]
○環境法	2	○民法学特殊演習	[2]
○情報法	2	○民法学特殊講義	[2]
○租税法 I	2	○商法学特殊演習	[2]
○租税法 II	2	○商法学特殊講義	[2]
○地方自治法	2	○民事手続法学特殊演習	[2]
○現代取引民法	2	○民事手続法学特殊講義	[2]
○現代生活民法	2	○知的財産法学特殊演習	[2]
○現代金融法	2	○知的財産法学特殊講義	[2]
○現代企業法 I	2	○刑法学特殊演習	[2]
○現代企業法 II	2	○刑法学特殊講義	[2]
○現代保険法論	2	○刑事手続法学特殊演習	[2]
○現代倒産・執行法 I	2	○刑事手続法学特殊講義	[2]
○現代倒産・執行法 II	2	○労働法学特殊演習	[2]
○現代知的財産法 I	2	○労働法学特殊講義	[2]
○現代知的財産法 II	2	○社会保障法学特殊演習	[2]
○現代刑事法論	2	○社会保障法学特殊講義	[2]
○刑事司法論	2	○経済法学特殊演習	[2]
○現代労働法政策	2	○経済法学特殊講義	[2]
○福祉法政策学	2	○行政学特殊演習	[2]
○現代経済法 I	2	○行政学特殊講義	[2]
○現代経済法 II	2	現代法政論特殊演習	[2]
○政策過程論	2	現代法政論特殊講義	[2]
○政策評価論	2	法政理論特殊演習	[2]
○行政マネジメント I	2	法政理論特殊講義	[2]
○行政マネジメント II	2	○立法過程論	2
現代法政論	[2]	○私法秩序論	2
○憲法学特殊演習	[2]	○現代刑事法	2
○憲法学特殊講義	[2]	○法思想史	2

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
○現代法哲学	2	○国際人権法	2
○現代法社会論	2	○国際組織法	2
○現代法理論	2	○国際環境法	2
○法と経済学	2	○比較私法制度論	2
○法情報学	2	○比較民法理論	2
○フェミニズム法学	2	○国際経済法	2
○日本法史	2	○現代法思想	2
○西洋法史	2	○比較法文化論	2
○ローマ法	2	○英米法	2
○公共哲学	2	○ヨーロッパ法	2
○現代日本政治外交論	2	○アジア法	2
○アジア政治外交論Ⅰ	2	○涉外取引	2
○アジア政治外交論Ⅱ	2	○現代政治分析	2
○現代ヨーロッパ政治外交論	2	○福祉社会政策論	2
○現代アメリカ政治外交論	2	○比較政府間関係論	2
○現代日本政治思想	2	○外交安全保障論	2
○現代欧米政治思想	2	○国際政治経済論	2
基礎法政論	[2]	比較法政論	[2]
○法哲学特殊演習	[2]	○国際法学特殊演習	[2]
○法哲学特殊講義	[2]	○国際法学特殊講義	[2]
○法社会学特殊演習	[2]	○国際私法学特殊演習	[2]
○法と経済学特殊演習	[2]	○国際私法学特殊講義	[2]
○法史学特殊演習	[2]	○比較法学特殊演習	[2]
○法史学特殊講義	[2]	○比較法学特殊講義	[2]
○政治学特殊演習	[2]	○比較政治学特殊演習	[2]
○政治学特殊講義	[2]	○比較政治学特殊講義	[2]
○政治史学特殊演習	[2]	○国際政治学特殊演習	[2]
○政治史学特殊講義	[2]	○国際政治学特殊講義	[2]
○政治思想史学特殊演習	[2]	比較法政論特殊演習	[2]
○政治思想史学特殊講義	[2]	比較法政論特殊講義	[2]
基礎法政論特殊演習	[2]		
基礎法政論特殊講義	[2]		

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
公法総合演習Ⅰ	[2]	法理論総合演習Ⅰ	[2]
公法総合演習Ⅱ	[1]	法理論総合演習Ⅱ	[1]
民法法総合演習Ⅰ	[2]	法文化総合演習Ⅰ	[2]
民法法総合演習Ⅱ	[1]	法文化総合演習Ⅱ	[1]
私法論総合演習Ⅰ	[2]	政治学総合演習Ⅰ	[2]
私法論総合演習Ⅱ	[1]	政治学総合演習Ⅱ	[1]
知的財産法総合演習Ⅰ	[2]	法政理論総合演習Ⅰ	[2]
知的財産法総合演習Ⅱ	[1]	法政理論総合演習Ⅱ	[1]
刑事法総合演習Ⅰ	[2]	外国語特殊演習Ⅰ	[2]
刑事法総合演習Ⅱ	[1]	外国語特殊演習Ⅱ	[2]
社会法総合演習Ⅰ	[2]	法政理論応用演習	[2]
社会法総合演習Ⅱ	[1]	論文指導Ⅰ	4
経済法総合演習Ⅰ	[2]	論文指導Ⅱ	2
経済法総合演習Ⅱ	[1]		

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は、複数の講義題目により行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

博士後期課程

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
憲法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅰ	[2]
行政法学特別研究	[2]	外国語特別研究Ⅱ	[2]
国際法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅰ	[2]
民法学特別研究	[2]	公法総合研究Ⅱ	[1]
商法学特別研究	[2]	民事法総合研究Ⅰ	[2]
民事手続法学特別研究	[2]	民事法総合研究Ⅱ	[1]
知的財産法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅰ	[2]
国際私法学特別研究	[2]	私法論総合研究Ⅱ	[1]
刑法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅰ	[2]
刑事手続法学特別研究	[2]	知的財産法総合研究Ⅱ	[1]
労働法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅰ	[2]
社会保障法学特別研究	[2]	刑事法総合研究Ⅱ	[1]
経済法学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅰ	[2]
法哲学特別研究	[2]	社会法総合研究Ⅱ	[1]
法社会学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅰ	[2]
法と経済学特別研究	[2]	経済法総合研究Ⅱ	[1]
比較法学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅰ	[2]
法史学特別研究	[2]	法理論総合研究Ⅱ	[1]
政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅰ	[2]
比較政治学特別研究	[2]	法文化総合研究Ⅱ	[1]
行政学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅰ	[2]
国際政治学特別研究	[2]	政治学総合研究Ⅱ	[1]
政治史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅰ	[2]
政治思想史学特別研究	[2]	法政理論総合研究Ⅱ	[1]
現代法政論特別研究	[2]	法政理論応用研究	[2]
基礎法政論特別研究	[2]	論文指導	8
比較法政論特別研究	[2]		
法政理論特別研究	[2]		

注 単位欄中の数字に [] のつけてある授業科目は、複数の講義題目により
行われ、それぞれ一の授業科目として履修することができる。

別表第2（第19条関係）

法律実務専攻

法科大学院の課程

区分	授 業 科 目	単 位	備 考
基 礎 プ ロ グ ラ ム	憲法Ⅰ	2	32単位を修得すること。（法学既修者を除く。）
	憲法Ⅱ	1	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	1	
	民法Ⅰ	3	
	民法Ⅱ	3	
	民法Ⅲ	2	
	民法Ⅳ	2	
	商法Ⅰ	2	
	商法Ⅱ	2	
	商法Ⅲ	2	
	民事訴訟法Ⅰ	2	
	民事訴訟法Ⅱ	1	
	刑法Ⅰ	2	
	刑法Ⅱ	2	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	
刑事訴訟法Ⅱ	1		
民事法基礎ゼミ	1		
深 化 プ ロ グ ラ ム	公法事例問題研究Ⅰ	2	26単位を修得すること。
	公法事例問題研究Ⅱ	2	
	公法事例問題研究Ⅲ	2	
	民事法事例問題研究Ⅰ	2	
	民事法事例問題研究Ⅱ	2	
	民事法事例問題研究Ⅲ	2	
	民事法事例問題研究Ⅳ	2	
	商法事例問題研究Ⅰ	2	
	商法事例問題研究Ⅱ	2	
	刑事法事例問題研究Ⅰ	2	
	刑事法事例問題研究Ⅱ	2	
	刑事法事例問題研究Ⅲ	2	
現代家族法	2		

法 実 務 基 礎 プ ロ グ ラ ム	法曹倫理 I	2	2 単位を修得すること。	12 単位以上を修得すること。なお、エクスターンシップ I 及びエクスターンシップ II の単位は、進級に必要な単位数に算入することができない。
	法曹倫理 II	2		
	民事実務演習 A	2	2 単位を修得すること。	
	民事実務演習 B	2	4 単位以上を修得すること。	
	刑事実務演習 A	2		
	刑事実務演習 B	2		
	刑事実務演習 C	2		
	ローヤリング＝クリニック A	2	1 4 単位以上を修得すること。	
	ローヤリング＝クリニック B	2		
	公法実務演習	2	2 エクスターンシップ I 及びエクスターンシップ II については、いずれか一方の単位を修得した者は、他方の授業科目を履修することができない。	
エクスターンシップ I	1			
エクスターンシップ II	2			
先 端 ・ 発 展 プ ロ グ ラ ム	先 端 ビ ジ ネ ス 部 門	現代企業法 I	2	一つの部門を選択し、当該部門、部門共通及び共通科目に係る授業科目から 10 単位以上を含む合計 12 単位以上を修得すること。
		現代企業法 II	2	
		現代取引民法	2	
		現代倒産・執行法 A	2	
		現代倒産・執行法 B	2	
		現代倒産・執行法 C	2	
		知的財産法 A	2	
		知的財産法 B	2	
		現代知的財産法 A	2	
		現代知的財産法 B	2	
		現代知的財産法 C	2	
		現代知的財産法 D	2	
		経済法 A	2	
		経済法 B	2	
		現代経済法 A	2	
		現代経済法 B	2	
租税法 A	2			
租税法 B	2			
企業法務	2			

	部門 共通	フィールドワーク	1	
先端・ 発展 プロ グラ ム	生 活 関 連 部 門	現代生活民法	2	
		環境法	2	
		情報法	2	
		地方自治法	2	
		労働法A	2	
		労働法B	2	
		労働法特論	2	
		社会保障法A	2	
		社会保障法B	2	
	環境法特論	2		
	医療訴訟	2		
	共 通 科 目	司法制度論	2	
		国際法A	2	
		国際法B	2	
国際取引法		2		
国際人権法		2		
国際私法	4			
研究論文	2			
学 際 プ ロ グ ラ ム	現代法哲学	2	4単位以上を修得すること。	
	現代法社会論	2		
	現代法理論	2		
	日本法史	2		
	西洋法史	2		
	ローマ法	2		
	法と経済学	2		
	英米法	2		
	ヨーロッパ法	2		
	アジア法	2		
	比較法文化論	2		
	政策分析	2		
	政治過程論	2		
国際公共政策学	2			
比較政府間関係論	2			

3. 北海道大学学位規程

〔昭和33年9月10日
海大達第12号〕

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北海道大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北海道大学通則(平成7年海大達第2号)及び北海道大学大学院通則(昭和29年海大達第3号。以下「大学院通則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、別表第1に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(専門職学位課程を修了した者に授与する学位)

第2条の2 大学院通則第3条に規定する専門職学位課程を修了した者に授与する専門職学位は、別表第1に定めるところとする。

(大学院の課程による者の学位論文等の提出)

第3条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院(以下「研究科等」という。)の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第4条 大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位の授与を申請しようとする者は、第18条の規定による学位申請書に、学位論文、論文目録、履歴書及び論文審査手数料を添え、総長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程において所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学してから1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

3 論文審査手数料の額は、北海道大学における聴講生等の検定料等の額に関する規程(昭和53年海大達第15号)の定めるところによる。

4 既納の論文審査手数料は還付しない。

(学位論文及び資料)

第5条 第3条又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出する学位論文は、一篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

3 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究の成果並びに同条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により提出された学位論文は、返還しない。

(学位の授与に係る審査等)

第6条 学位論文の提出があったときは、第3条第2項の場合にあつては研究科等の長が、第4条第1項又は第2項の場合にあつては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）に、学位論文の審査、試験及び試問（第3条第2項の場合にあつては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

- 2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。
- 3 試問は、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者に対し、口答試問及び筆答試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。
- 4 大学院通則第25条第2項ただし書の規定により、試問を免除することができるのは、第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから研究科等の教授会が定める年限内に学位論文を提出したときとする。
- 5 大学院通則第25条第2項ただし書に規定する試問以外の方法とは、学位の授与を申請する者の経歴及び学位論文以外の業績の審査とし、当該審査は、研究科等の教授会が特に認めたときに行うことができる。
- 6 第3条第1項の規定により提出された学位論文及び特定の課題についての研究成果の審査及び試験に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。
- 7 大学院通則第22条第2項に規定する試験及び審査に関する事項は、各研究科等の長が別に定める。

（審査委員）

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の研究指導を担当する教授（客員教授及び特任教授を含む。）のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

- 2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を前項の審査委員の一部の者として充てることができる。
 - (1) 当該研究科等の研究指導を担当する准教授、講師又は助教（客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。）
 - (2) 他の研究科等の研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教
 - (3) 他の大学若しくは外国の大学の大学院又は研究所等の教員等

3 前2項の規定により審査委員に選定された者のほか、第1項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、同項に規定する教授又は前項第1号に規定する准教授と同等の能力を有すると認める者を審査委員に加えることができる。

第8条 削除

（審査期間）

第9条 審査委員は、第3条第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により学位論文が提出された日から1年以内に、審査等を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科等の教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第10条 審査委員は、審査等を終了したときは、ただちにその結果を当該研究科等の教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

- 第11条 研究科等の教授会は、前条の報告に基づき、第3条第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、課程の修了の可否について、第4条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出した者にあつては、学位の授与の可否について審議する。
- 2 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
 - 3 海外出張中、休職期間中その他当該研究科等の教授会が特に認めた事由のため出席することができない構成員は、前項に規定する定足数算定の基礎数に算入しない。
 - 4 第1項に規定する事項に係る議事は、出席構成員の3分の2以上で決するものとする。
 - 5 卒業の可否については学部の教授会(現代日本学プログラム課程にあつては、現代日本学プログラム課程運営委員会。次条第2項及び第16条において同じ。)が、修士課程の修了の可否については研究科等の教授会が、専門職学位課程の修了の可否については当該課程を置く研究科又は教育部の教授会が審議する。
 - 6 前項の教授会の定足数及び議決の方法は、各学部、各研究科等又は教育部の長(現代日本学プログラム課程にあつては、現代日本学プログラム課程長。次条第2項において同じ。)が別に定める。

(報告)

- 第12条 前条第1項の規定に基づき、学位の授与の可否について審議する研究科等の教授会が、同条第4項の議決をしたときは、当該研究科等の長は、学位論文とともに学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績を総長に報告しなければならない。
- 2 前条第1項又は第5項の規定に基づき、学部、研究科等又は教育部の教授会が卒業又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了の可否について議決したときは、当該学部、研究科等又は教育部の長は、可とした者を総長に報告しなければならない。
 - 3 前項の博士課程の修了の認定をした者を報告するに際しては、当該者の学位論文、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を併せて報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第13条 総長は、前条第1項の報告に基づき、大学院通則第25条第2項の規定による博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- 2 総長は、前条第2項の報告に基づき、卒業を認定又は修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程の修了を認定した者に対し、学位記を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

- 第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学

位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。
- 4 前3項の規定により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部、研究科等又は教育部の教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 学部、研究科等又は教育部の教授会において前項の議決をするには、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

(財産上の利益等の受領の禁止)

第16条の2 第7条に規定する審査委員は、審査等の対象となる者から供応接待又は金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。その職を退いた後にあつては、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(登録)

第17条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式等)

第18条 学位記の様式並びに学位申請書関係書類の様式及びその提出部数は、別表第2のとおりとする。

(略)

附 則 (平成31年4月1日海大達第 号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学大学院通則の一部を改正する規則(平成31年海大達第 号)附則第2項に規定する文学研究科及び情報科学研究科に在学し、所定の課程を修了した者の修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、文学研究科の修士及び博士の学位にあつては文学又は学術とし、情報科学研究科の修士の学位にあつては工学又は情報科学とする。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

1 学士

学部等	専攻分野の名称
文学部	文学
教育学部	教育学
法学部	法学
経済学部	経済学 経営学
理学部	理学
医学部	医学 看護学 保健学
歯学部	歯学
薬学部	薬科学 薬学
工学部	工学
農学部	農学
獣医学部	獣医学
水産学部	水産学
現代日本学プログラム課程	学術

備考 専攻分野の名称中「経済学」は経済学部経済学科の卒業者の学位に、「経営学」は経済学部経営学科の卒業者の学位に、「医学」は医学部医学科の卒業者の学位に、「看護学」及び「保健学」は医学部保健学科の卒業者の学位に、「薬科学」は薬学部薬科学科の卒業者の学位に、「薬学」は薬学部薬学科の卒業者の学位に付記する。

2 修士及び博士

研究科及び学院	専攻分野の名称	
	修士	博士
法学研究科	法学	法学
水産科学院	水産科学	水産科学
環境科学院	環境科学	環境科学
理学院	理学	理学
農学院	農学	農学
生命科学院	生命科学 薬科学 ソフトマター科学	生命科学 薬科学 臨床薬学 ソフトマター科学
教育学院	教育学	教育学
国際広報メディア・ 観光学院	国際広報メディア 学術 観光学	国際広報メディア 学術 観光学
保健科学院	保健科学 看護学	保健科学 看護学
工学院	工学	工学
総合化学院	総合化学	理学 工学 総合化学
経済学院	経済学 経営学	経済学 経営学
医学院	医科学 公衆衛生学	医学
歯学院	—	歯学
獣医学院	—	獣医学
医理工学院	医理工学	医理工学
国際感染症学院	—	感染症学 獣医学
国際食資源学院	食資源学	食資源学
文学院	文学 学術 人間科学	文学 学術 人間科学
情報科学研究科	工学 情報科学	工学 情報科学

備考 一の研究科等において専攻分野の名称を複数掲げている場合、当該名称を付記する対象者の範囲は、当該研究科等が別に定める。

3 専門職学位

研究科，学院及び教育部	学位
法学研究科	法務博士（専門職）
経済学院	会計修士（専門職）
公共政策学教育部	公共政策学修士（専門職）

別表第2（第18条関係）

1 本学を卒業した場合の学位記の様式

(1) 本学（共同獣医学課程及び現代日本学プログラム課程を除く。）を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
第 号	

備考 「〇〇学科」は，法学部にあつては「法学課程」とする。

(2) 共同獣医学課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名 年 月 日生
北海道大学獣医学部及び帯広畜産大学畜産学部の共同獣医学課程所定の課程を修め卒業したので学士（獣医学）の学位を授与する	
年 月 日	
大学の印	北海道大学
大学の印	帯広畜産大学
第 号	

(3) 現代日本学プログラム課程を卒業した場合の学位記の様式

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学現代日本学プログラム課程所定の課程を修め本学を卒業したので学士（学術）の学位を授与する

年 月 日

大学の印

北海道大学

第 号

2 修士課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 修士課程（共同資源工学専攻を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

(2) 共同資源工学専攻を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
北海道大学大学院工学院及び九州大学大学院工学府の共同資源工学専攻の修士課程を修了したので修士（工学）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
大学の印	九州大学
第 号	

3 博士課程を修了した場合の学位記の様式

- (1) 博士課程（文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された学位プログラム（次号において「リーディングプログラム」という。）及び大学院通則第 24 条の 5 に規定する外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラム（第 3 号において「コチュテルプログラム」という。）を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

- (2) リーディングプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇学院〇〇専攻の博士課程（〇〇プログラム）を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

備考 学位記に付記するリーディングプログラムの名称（〇〇プログラム）は、総長が別に定める。

(3) コミュニカルプログラムを修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科（又は〇〇学院）〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する	
博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

4 専門職学位課程を修了した場合の学位記の様式

(1) 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院〇〇学院（又は〇〇教育部）〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇修士（専門職）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

(2) 法科大学院の課程を修了した場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院法学研究科法律実務専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

5 論文提出による場合の学位記の様式

学 位 記	
	氏 名
	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験並びに試問に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
	年 月 日
大学の印	北海道大学
第 号	

6 学位申請書関係書類の様式

(1) 学位申請書の様式

学 位 申 請 書	
貴学学位規程第4条○項の規定により学位論文，論文目録，履歴書及び論文審査手数料 円を添え博士（○○）の学位の授与を申請します。	
年 月 日	氏 名（自著）
北海道大学総長 殿	

備考 () には，別表第1の博士に係る専攻分野の名称を記載すること。

(2) 学位申請書に添付する書類の様式

イ 論文目録の様式

論 文 目 録	
学位論文	
1 題 目	
2 印刷公表の方法及び時期	
3 冊 数	
参考論文	
1 題 目	
2 冊 数	
年 月 日	
学位申請者 氏 名（自著）	

- 備考
- 1 論文題目が外国語の場合には，和訳を付すること。
 - 2 学位論文がまだ印刷公表されていないときは，その予定を記載すること。
 - 3 参考論文が2種以上あるときは，列記すること。

ロ 履歴書の様式

履 歴 書			
本 現	籍 住 所		
		氏 年	名 月 日生
学 歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
職 歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
研究歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
賞 罰	上記のとおり相違ありません。		
	年 月 日		
		氏	名 (自著)

備考 学歴は、旧制中学校又は新制高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。

7 学位申請関係書類の提出部数

- (1) 学位申請書正副2通
- (2) 学位論文(参考論文を含む)正副2通
- (3) 論文目録2通
- (4) 履歴書2通

備考 参考論文が2冊以上あるときは、現物に番号を付すること。

8 その他

学位申請書関係書類の様式については、縦書きも可とする。

4. 北海道大学学位規程の運用に関する細則

〔平成4年3月18日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号。以下「学位規程」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与日)

第2条 学位を授与する日は、次のとおりとする。

- (1) 3月25日
- (2) 3月31日（学士の学位に限る。）
- (3) 6月30日
- (4) 9月25日
- (5) 12月25日

2 前項第1号に掲げる日が金曜日、土曜日又は日曜日の場合は、直前の木曜日とする。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる日が土曜日又は日曜日の場合は、直前の金曜日とする。

4 第1項第4号及び第5号に掲げる日が土曜日の場合は、直前の金曜日とし、日曜日の場合は、直後の月曜日とする。

5 前各項の規定にかかわらず、学士及び修士の学位を授与する日について特別な事情がある場合には、総長が別に定める日に学位を授与することができる。

(論文博士の学位授与申請に必要な研究歴)

第3条 北海道大学大学院通則（昭和29年海大達第3号。以下「通則」という。）

第25条第2項に規定する論文提出による博士（以下「論文博士」という。）の学位の授与を申請できる者は、次に掲げる研究歴を有するものとする。

(1) 通則第10条第1項各号及び第11条各号に定める者にあつては、通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上で、研究科又は学院（以下「研究科等」という。）が必要と認める期間とする。ただし、専攻分野の名称が医学にあつては、「通則第4条第1項の規定による標準修業年限以上」とあるのは、「5年以上（臨床医学においては6年以上）」とする。

(2) 前号以外の者にあつては、研究科等が相当と認める期間とする。

2 前項の研究歴とは、次に掲げる経歴をいう。

- (1) 大学の専攻科に学生として在学した期間
- (2) 大学院に学生として在学した期間
- (3) 大学又は大学院に研究生として在学した期間

- (4) 大学に常勤の職員（常勤の職員に準ずる勤務形態の非常勤職員を含む。以下同じ。）として研究に従事した期間
- (5) 研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）が適当と認める研究機関において常勤の職員として研究に従事した期間
- (6) 研究科等の教授会が前各号に掲げるものと同等以上と認める研究に従事した期間

（論文博士の学位授与申請の手続）

第4条 論文博士の学位の授与申請は，専攻分野の名称に応じた当該研究科等の長を経由するものとする。

（論文博士の学位論文）

第5条 論文博士の学位論文は，単著とする。ただし，研究科等の教授会が認めるときは，共著とすることができる。

- 2 前項ただし書による学位論文は，学位の授与を申請する者が共著者と共同して行った研究において主要な役割を果たし，かつ，その成果が当該論文の核心をなしていることが明確なものであり，また，申請に当たっては，当該共著者の承諾書（当該論文を当該共著者が学位論文として使用しないことを含む。）を添付するものとする。

（学位論文の審査等）

第6条 学位規程第6条第1項の規定により，総長から審査等の付託があったときは，研究科等の教授会は学位の授与を申請した者に論文内容の要旨を提出させるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか，審査等の実施に関する取扱いについては，研究科等の教授会の定めるところによる。

（審査委員の主査等）

第7条 研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等を含む。以下同じ。）は，学位規程第7条第1項の規定により選定した審査委員のうちから1名を主査として選定する。ただし，研究科等の教授会において必要があると認めるときは，学位規程第7条第2項第1号に規定する准教授を主査として選定することができる。

- 2 研究科等の教授会は，試験及び試問（学位規程第3条第2項の場合にあっては試験）を行うに当たり，必要と認める場合には，同規程第7条の規定による審査委員のほか，関連科目担当の教授，准教授，講師又は助教（客員教授及び客員准教授並びに特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教を含む。）を加えることができる。

(学位記に付記するリーディングプログラムの名称)

第8条 学位規程別表第2の3(2)備考の規定により学位記に付記するリーディングプログラムの名称は、次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	研究科等
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム	獣医学院 国際感染症学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コース	
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成コース	
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム	環境科学院 理学院 生命科学院 工学院 総合化学院

(学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称)

第9条 学位規程別表第2の3(2)備考の規定により学位記に付記する卓越大学院プログラムの名称は、次のとおりとする。

リーディングプログラムの名称	研究科等
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム	環境科学院 生命科学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム 人獣共通感染症対策専門家養成コース	保健科学院 医学院 歯学院
One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム ケミカルハザード対策専門家養成コース	獣医学院 国際感染症学院

(略)

附 則

この細則は、平成31年4月1日から実施する。